

【2013年10月改定】

# 傷害総合保険

(部位・症状別保険金支払特約付帯契約用)

## ●ご契約のしおり●

普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険について、重要な事項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、ご締結いただいて有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく代理店または弊社社員におたずねください。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20

### 【保険に関するご質問・ご相談・ご連絡窓口】

●電話番号はおかけ間違えのないように●

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災 **お客さまセンター**

**0120-228-386**

\*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日  
午前9:00～午後6:00  
●土日祝  
午前9:00～午後5:00

※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災 **セーフティ24コンタクトセンター**

**0120-220-557**

\*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

**24時間・365日**  
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災 **お客さまの声室**

**0120-246-145**

\*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日  
午前9:00～午後7:00

※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人  
日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

**0570-022-808**

\*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平日  
午前9:15～午後5:00  
(12月30日～1月4日を除きます。)

※電話料金はお客さま負担となります。

# ◆ 目 次 ◆

「シニアの救急箱」(部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険)重要事項説明書の補足事項	1
☐ 事故が発生した場合の手続、代理請求人制度	☐ 自動継続特約の説明
☐ 重大事由による解除	☐ 保険証券の確認・保管
☐ 契約内容登録制度	
部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険のご案内	
用語のご説明	2
① 契約締結前におけるご確認事項	2
(1) 商品の仕組み	
(2) 基本となる補償等	
① 基本となる補償	
② 主な特約の概要	
③ 保険金額の設定	
④ 保険期間および補償の開始・終了時期	
(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等	
① 保険料決定の仕組み	
② 保険料の払込方法	
③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い	
(4) 満期返戻金・契約者配当金	
② 契約締結時におけるご注意事項	6
(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)	
(2) クーリングオフ	
(3) 死亡保険金受取人	
③ 契約締結後におけるご注意事項	6
(1) ご連絡いただきたい事項	
(2) 解約返戻金	
(3) 被保険者からの解約	
その他ご留意いただきたいこと	7
(1) 補償の重複	
(2) 取扱代理店の権限	
(3) 保険会社破綻時等の取扱い	
(4) 個人情報の取扱いについて	
■ 継続契約について	
■ 事故が発生した場合	

## 普通保険約款・特約

### 傷害総合保険普通保険約款…………… 9

ご契約の保険証券の特約欄または保険金額欄に下表「略称」欄の記載がある場合、その特約がセットされています。

特約名称	略称	掲載頁
部位・症状別保険金支払特約	部位・症状別保険金	12
長期入院一時金支払特約	長期入院一時金	13
骨折時生活支援一時金支払特約	骨折時生活支援一時金	13
重度後遺障害時介護一時金支払特約	重度後遺障害介護一時金	13
細菌性・ウイルス性食中毒補償特約（部位・症状払型契約用）	食中毒（部位・症状払型）	14
熱中症危険補償特約（部位・症状払型契約用）	熱中症（部位・症状払型）	14
傷害補償特約	傷害補償	14
後遺障害保険金補償対象外特約	（この特約は、部位・症状別保険金支払特約をセットするご契約に自動的にセットされます。）	20
入院保険金および手術保険金補償対象外特約		20
通院保険金補償対象外特約		20
傷害医療費用保険金支払特約	傷害医療	20
天災危険補償特約	天災危険	21
家族被保険者の範囲拡大に関する特約	（この特約は、個人賠償責任特約に自動的にセットされます。）	21
個人賠償責任特約	個人賠償	21
賠償事故解決特約	賠償事故解決	23
携行品特約	携行品	25
ホールインワン・アルバトロス費用特約	ホールインワン	27
セルフプレイ補償特約	（この特約は、ホールインワン・アルバトロス費用特約に自動的にセットされます。）	28
ホームヘルパー費用特約	ホームヘルパー	29
被害事故補償特約	被害事故補償	31
保険料分割払特約	保険料分割払	38
初回保険料口座振替特約	初回口振	39
自動継続特約	自動継続	39
自動継続特約（年払契約用）	自動継続（年払）	41
クレジットカード払特約	クレジットカード払	42
通信販売特約	通信販売	42
保険料分割払特約（一般団体契約用）	保険料分割払（一般団体）	43
保険料支払猶予特約	支払猶予	43
団体扱特約（一般A）	団体扱（一般A）	44
団体扱特約（一般B）	団体扱（一般B）	45
団体扱特約（一般C）	団体扱（一般C）	46
団体扱特約	団体扱	47
団体扱特約（口座振替方式）	団体扱（口振用）	49
集団扱特約	集団扱	50
企業等の災害補償規定等特約	災害補償規定等	51
条件付テロ危険補償特約	（この特約は全ての保険契約にセットされます。）	51
保険料払込猶予特約	（この特約は特定の要件※を満たす保険契約にセットされます。） ※P.52をご参照ください。	52
保険責任期間延長特約		52
保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）		52

重要事項説明書の1頁目左上に「2013年10月1日以降期契約用」とある場合、下記の補足事項についてはその重要事項説明書の中で説明しております。

### 「シニアの救急箱」(部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険)重要事項説明書の補足事項

この補足事項では、「シニアの救急箱 重要事項説明書(2015年6月改定版)」においてマークを記載した事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。

#### ☐ 事故が発生した場合の手続、代理請求人制度

- (1) 保険金をお支払いする事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。
- (2) 賠償責任に関する特約をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者の方から損害賠償請求を受けられた、または訴訟された場合は、直ちにご連絡ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (3) 保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますので、ご注意ください。
- (4) 保険金を請求する際には、次表のうち弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書など
請求権者であることの確認	戸籍謄本など
保険事故発生の確認	交通事故証明書など
損害額の確認	診断書、治療費領収書など
被保険者であることの確認	健康保険証(写)、住民票、従業員証明書など
その他	同意書(医療機関照会用)、運転免許証(写)など

弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、普通保険約款・特約に定めております特別な調査等が必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

#### <代理請求人制度>

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人(成年後見人等)がいない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(①の配偶者がいない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合)
- ③①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族(①、②の方がいづれもない場合または①、②のいずれにもも保険金を請求できない事情がある場合)

#### ☐ 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約の全部または一部を解除することや保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせた場合
- ②被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

#### ☐ 契約内容登録制度

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結時および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

(注) 具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っております。

#### ☐ 自動継続特約の説明

「自動継続特約」をセットした場合、ご契約の満了日(保険期間の終了日)の前月10日までに、弊社または保険契約者から特段の意思表示のないときには、満了日(保険期間の終了日)の内容と同一の内容で自動的にご契約を継続します。また、保険期間の途中で保険料率(保険料)を改定した場合、継続契約から保険料率(保険料)を変更させていただきますので、ご了承ください。

#### ☐ 保険証券の確認・保管

- ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。
- 保険証券はお客さまからお申し出いただいた内容や、ご確認させていただいた事項に基づいて作成しております。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、直ちに取扱代理店・営業社員までご連絡ください。
- 保険証券は大切に保管してください。

# 部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険のご案内

この案内では、部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この案内は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。

★保険契約者と被保険者が異なる場合には、この案内に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

用語のご説明		普通保険約款・特約にも「用語のご説明」（用語の定義）が記載されておりますので、ご確認ください。
いき	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。
し	急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
	重度の後遺障害	両眼の失明、咀嚼および言語の機能の全廃等の障害をいいます。なお、同一の事故により2種類以上の後遺障害が生じた場合には、その保険金支払割合が89%に達する場合を含みます。
た	親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	他の保険契約	傷害総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険、家族傷害保険、所得補償保険、医療保険、医療総合保険など同種の危険を補償する各種傷害保険および共済契約をいいます。（いずれも積立型を含みます。）
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ひ	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ふ	普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	セットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
	保険契約者	弊社に保険契約の申込みをする方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
む	無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。

## 1 契約締結前におけるご確認事項

### (1) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は、保険期間開始日における年齢が満50歳以上98歳以下の方を被保険者とし、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをした場合などに、そのケガの部位および症状により保険金をお支払いします。

基本となる補償およびセットすることができる主な特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本となる補償（ケガの補償）	セットすることができる主な特約（任意セット特約）
基本保険金（注1） 部位・症状別保険金（注1） 長期入院一時金（注1） 骨折時生活支援一時金 重度後遺障害時介護一時金（注1） 死亡保険金	傷害医療費用保険金支払特約（注1） ホームヘルパー費用特約（注1） 個人賠償責任特約（注2） 天災危険補償特約 携行品特約 ホールインワン・アルバイトロス費用特約（注3） 被害事故補償特約

（注1）これらの保険金（特約）は、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も補償します。

（注2）「個人賠償責任特約」には、「家族被保険者の範囲拡大に関する特約」および「賠償事故解決特約」が自動的にセットされます。

（注3）「ホールインワン・アルバイトロス費用特約」には、「セルフプレイ補償特約」が自動的にセットされます。

※「熱中症危険補償特約（部位・症状払型契約用）」、「細菌性・ウイルス性食中毒補償特約（部位・症状払型契約用）」および「条件付テロ危険補償特約」がすべてのご契約に自動的にセットされます。

この保険における被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載の方です。

ただし、個人賠償責任特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。

①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者 ③被保険者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子

## （2）基本となる補償等

### ①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは各特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
基本保険金	ケガ（注1）により医師の治療を受けた場合（注2）に、基本保険金額の全額をお支払いします。	①保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によるケガ
部位・症状別保険金	ケガ（注1）により医師の治療を受け、その治療日数（注2）の合計が5日以上になった場合に、基本保険金に加え、ケガの部位・症状に応じて、部位・症状別保険金額の1倍～24倍をお支払いします。	②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為などによるケガ
長期入院一時金	ケガ（注1）により60日以上入院した場合に、長期入院一時金保険金額の全額をお支払いします。	③無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ
骨折時生活支援一時金	ケガにより下半身※を骨折または脱臼した場合に、骨折時生活支援一時金保険金額の全額をお支払いします。 ※下肢および骨盤をいい、足指を除きます。	④病気・心神喪失等およびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
重度後遺障害時介護一時金	ケガ（注1）により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師の診断により介護が必要な状態になった場合で、かつ、その状態が医師の診断した日からその日を含めて180日を超えて継続した場合に、重度後遺障害時介護一時金保険金額の全額をお支払いします。	⑤妊娠・出産・早産を原因としたケガ
死亡保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡保険金額の全額をお支払いします。	⑥むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
		⑦地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
		⑧スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど、特に危険度の高いスポーツ中のケガ
		⑨自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ など

（注1）熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

（注2）事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。

## ②主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- a. ご契約時のお申出にかかわらず、自動的にセットされる特約（自動セット特約）
- b. ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）

### ●傷害医療費用保険金支払特約 任意セット特約

ケガ※1により医師の治療を受けた場合に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の公的医療保険制度等を利用した期間に実際に負担した費用※2を、1事故につき傷害医療費用保険金額を上限にお支払いします。

※1 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

※2 公的医療保険制度の一部負担金、入退院または転院に係わる交通費など。また、公的医療保険制度等から別途還付される「高額療養費」・「附加給付」、第三者からの賠償金等がある場合は、その額を差し引きます。

(注) 公的医療保険では、高額療養費制度により、所得に応じた自己負担の上限が設けられています。

### ●個人賠償責任特約 任意セット特約

国内・海外を問わず、被保険者が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

(注1) 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

(注2) この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士を選任を含みます。）は原則として弊社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。

### ●天災危険補償特約 任意セット特約

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、前記①「基本となる補償」の保険金および傷害医療費用保険金（注）をお支払いします。

(注) 「傷害医療費用保険金支払特約」をセットした場合に限ります。

### ●携行品特約 任意セット特約

国内・海外を問わず、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費をお支払いします。

(注1) 携行品に含まれない主な物は次のとおりです。

●クレジットカード、プリペイドカード、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物

●船舶（ヨット、モーターボート、ボートを含みます。）、自動車、オートバイ、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など

(注2) 貴金属などは、時価額となります。

(注3) 1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（自己負担額）はご自身で負担いただきます。

(注4) お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、保険金額が限度となります。

### ●ホールインワン・アルバトロス費用特約 任意セット特約

アマチュアの資格で行うゴルフ競技中のホールインワンまたはアルバトロスの達成により慣習として支出する贈呈用記念品購入費用※、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用の実費を、保険金額を限度にお支払いします。

なお、同種の特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれの契約のうち最も高い保険金額がお支払いの限度額となります。

※貨紙幣、商品券、プリペイドカード等は対象外となります。ただし、達成記念として特に作成したプリペイドカードは対象となります。

(注1) 日本国内の9ホール以上ある有料ゴルフ場において、他の同伴競技者1名以上（ゴルフ場が主催・共催する公式競技の場合を除きます。）と、パー（基準打数）35以上の9ホールを正規にラウンドした場合に限ります。

(注2) 保険金のお支払いには、次の全ての方が署名捺印した弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書のご提出が必要となります。

●同伴競技者

●ゴルフ場の責任者

●ゴルフ場所属の競技同伴キャディ（競技同伴キャディがいない場合は、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したゴルフ場の従業員等）

※特約の詳細および記載のない特約については後記「特約」をご参照ください。

### ③保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次のa.～c.にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄でご確認ください。
- 各保険金額は、引受けの限度額があります。また、既に他の傷害保険契約を契約している場合には、保険金額等を制限させていただくことがあります。保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- 保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合、死亡に関する保険金額は、被保険者ごとに他の保険契約と合算して1,000万円が上限（注）となります。  
（注）一般団体契約等、ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

### ④保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間：1年
  - 補償の開始：保険期間開始日の午後4時（これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻）
  - 補償の終了：保険期間終了日の午後4時
- お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

## （3）保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ①保険料決定の仕組み **契約概要**

保険料は、以下の要素等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

・保険金額	・被保険者の年齢	・保険料払込方法	など
-------	----------	----------	----

### ②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます（現金により払い込むことも可能です）。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払（注1）	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	○	○	○
直接集金	○	○	×
クレジットカード払	△	△	×

（注1）分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。  
（注2）特定の代理店・営業社員のみで取り扱っています。

○：選択できます。 △：選択できない場合があります（注2）。 ×：選択できません。

### ③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

- 保険料は、払込期日までに払い込んでください。次表の払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

主な払込方法	一時払	分割払	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	払込期日の翌々月末日まで（注）		
直接集金	払込猶予なし		
クレジットカード払	—		

（注）保険契約者の故意または重大な過失がある場合は、払込期日の翌月末日までとなります。

#### 【ご契約時に保険料を払い込む（保険料の払込猶予がない）方法の場合】

保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・営業社員が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

- 分割払のご契約の場合で、死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

## (4) 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

### (1) 告知義務（保険申込書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

保険契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・営業社員には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ①「他の保険契約」の有無。有の場合は、その金額      ②被保険者の「生年月日」「年齢」

### (2) クーリングオフ **注意喚起情報**

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

### (3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

#### ①死亡保険金受取人を特に定めない場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

#### ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約していた場合は、保険契約が無効となります。

※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

#### ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

## 3 契約締結後におけるご注意事項

### (1) ご連絡いただきたい事項 **注意喚起情報**

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店・営業社員または弊社にご連絡ください。

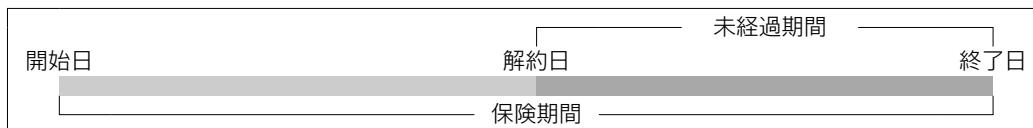
- ①保険証券記載の住所・電話番号を変更した場合      ②特約の追加など、契約条件を変更する場合

### (2) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・営業社員に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、解約返戻金を返還します。ただし、解約返戻金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



### (3) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者と保険契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

## その他ご留意いただきたいこと

### (1) 補償の重複 **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。（注）

（注）1 契約のみに特約をセットした場合、その契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	個人賠償責任特約	自動車保険の日常生活賠償責任特約、火災保険の個人賠償責任特約
②	携行品特約	自動車保険の携行品特約、火災保険の持ち出し家財特約
③	ホールインワン・アルバトロス費用特約	ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

### (2) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

### (3) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は次の割合で補償されます。

	保険金	解約返戻金
補償割合	100 %（破綻後3か月以内の事故） 80 %（破綻後3か月経過後の事故）	80 %

### (4) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

「お客さまに関する情報のお取り扱い」に関するご説明を保険申込書「お客さま控」の裏面または別紙に記載しておりますので、あわせてお読みください。

## ■継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- 継続契約の保険料は、その継続契約の保険期間の開始日における年齢によって計算されますので、継続前の保険料と異なることがあります。
- 弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の開始日とする継続契約には、その保険期間の開始日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## ■事故が発生した場合

保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、前記「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。

# 傷害総合保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	支払事由の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時に降失うことをいいます。
支払事由	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等(注)をいい、各特約に定めています。 (注) その原因となる事由を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものと算出した支払うべき保険金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険事故をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(注)をいいます。 (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日 <sup>まかのほ</sup> に遡って失うことをいいます。

## 第2章 補償条項

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定に従い、保険金を支払います。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定によります。

## 第3章 基本条項

### 第4条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、保険事故による支払事由が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結し

ていたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

⑤ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が(2)に規定する事実を告げることを妨げた場合

⑥ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、(2)に規定する事実を告げないことまたは(2)に規定する事実と異なることを告げることを勧めた場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、(2)に規定する事実を告げることを妨げた場合または(2)に規定する事実を告げないこともしくは(2)に規定する事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した保険事故による支払事由については適用しません。

(6) (3)⑤および⑥の規定は、(3)⑤および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が(2)に規定する事実を告げず、または(2)に規定する事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

### 第6条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

### 第7条 (保険契約の有効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合(注1)に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。

③ 保険契約者以外の者を被保険者とする死亡保険金のみを補償する保険契約(注2)について、その被保険者の同意を得なかった場合

(注1) その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

(注2) 次に掲げるすべてに該当する保険契約をいいます。

ア. 特約を付帯することにより、傷害補償特約第6条(後遺障害保険金の支払)から第8条(通院保険金の支払)までに規定するいずれの保険金も補償対象外とする

イ. 傷害医療費用保険金支払特約を付帯しないこと。

ウ. 介護保険金支払特約を付帯しないこと。

### 第8条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

### 第9条 (保険契約の取消)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第10条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第11条 (重大事由による保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)を含みます。、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

- ② 被保険者に生じた支払事由に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。  
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故(注1)の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時点で発生した保険事故(注1)による支払事由に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。  
(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。  
(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

#### 第12条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしないかった場合  
② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合  
③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合  
④ 前条(1) ④に規定する事由が生じた場合  
⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合  
⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合  
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。  
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由がある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。  
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3) の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。  
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

#### 第13条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第14条(保険料の返還または請求一告知義務等の場合)

- (1) 第5条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)に、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社への請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定に従い、保険金を支払います。

#### 第15条(保険料の返還一無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第7条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第16条(保険料の返還一取消しの場合)

第9条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

#### 第17条(保険料の返還一解除の場合)

- (1) 次に掲げる規定のいずれかにより、当社が保険契約を解除した場合には、当社

は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- ① 第5条(告知義務)(2)  
② 第11条(重大事由による保険契約の解除)(1)  
③ 第14条(保険料の返還または請求一告知義務等の場合)(2)
- (2) 第10条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第11条(重大事由による保険契約の解除)(2)の規定により、当社がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。  
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) 第12条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。  
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (5) 第12条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を被保険者に返還します。  
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

#### 第18条(事故の通知)

被保険者に支払事由が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、この保険契約に付帯された特約の規定に従い、当社に通知しなければなりません。

#### 第19条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行行使うことができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社への承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)  
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族  
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族  
(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、保険事故の内容または支払事由の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当社は、それにより当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合  
② 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合  
③ 提出書類(注)または証拠を偽造しまたは変造した場合  
(注) (2)、(3)または(5)の書類をいいます。

#### 第20条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生状況、支払事由発生の有無および被保険者に該当する事実  
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無  
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)または支払事由の程度、保険事故と支払事由との関係、治療の経過および内容  
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無  
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項  
(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を含みます。  
(注2) 保険価額(損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます)を含みます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

別表 短期料率表  
短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

#### 第21条(時効)

保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第22条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する権利および義務が移転するものとします。

#### 第23条(保険契約者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する義務を負うものとします。

#### 第24条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

#### 第25条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第26条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

# 特 約

## 部位・症状別保険金支払特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年齢	この保険契約の保険期間の開始時における被保険者の満年齢をいいます。
支払倍率	傷害を被った部位およびその症状に対する別表の保険金支払倍率をいいます。
治療日数	保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内の、入院または通院の日数をいいます。
通院	被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいい、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、病院または診療所に通わない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った傷害補償特約別表4に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。 （注）ギプス、ギプスシース、ギプスシャーレ、シースその他これらに類するものをいいます。
入院	被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、入院した日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。 （注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
部位・症状別保険金額	保険証券記載の部位・症状別保険金額をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

### 第3条（保険金を支払う場合）

(1) この特約において普通保険約款第1条（用語の定義）の「支払事由」とは、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、治療を要したことをいい、当会社はその治療に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、次に掲げる額の合計額を部位・症状別保険金としてその被保険者に支払います。

- ① 治療日数の合計が1日以上の場合  
保険証券記載の基本保険金額
- ② 治療日数の合計が5日以上の場合  
部位・症状別保険金額に、支払倍率を乗じた額

(2) (1) ②の場合において、別表の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

(3) (1) ②の場合において、同一保険事故により被った傷害の部位または症状が別表の複数の項目に該当するときは、当会社は、次の算式により算出した額を部位・症状別保険金として支払います。

$$\text{部位・症状別保険金額} \times \frac{\text{それぞれの項目のうち最も高い支払倍率}}{\text{最も高い支払倍率}} = \text{部位・症状別保険金の額}$$

### 第4条（契約年齢の計算および誤りの処理）

(1) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあり、実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を返還します。

(2) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあり、実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、次の方法で処理します。

- ① 既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料より大きい場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、保険料の差額を返還します。
- ② 既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料より小さい場合に

は、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、保険料の差額を請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(2) ②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4) (2) ②の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故による傷害については、当会社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、部位・症状別保険金を削減して支払います。

(5) この条の規定については、傷害補償特約に規定する保険金およびこの保険契約に付帯されるすべての特約に規定する保険金に対しての保険料に適用されるものとし

### 第5条（保険金の請求）

当会社に対するこの特約の保険金請求権は、傷害補償特約第16条（保険金の請求）(1) の規定にかかわらず、治療日数の合計がこの特約第3条（保険金を支払う場合）

(1) ①または②のいずれかに定める日数になった時から発生し、これを行使することができますものとします。

### 第6条（普通保険約款および傷害補償特約の適用除外）

(1) この特約については、普通保険約款第7条（保険契約の無効）③の規定は適用しません。

(2) この特約については、傷害補償特約第11条（職業または職務の変更に関する通知義務）および第12条（保険料の返還または請求－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）の規定は適用しません。

### 第7条（普通保険約款および傷害補償特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第20条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「前条（2）、（3）およびこの特約第5条（保険金の請求）の規定による手続」
- ② 第21条（時効）の規定中「第19条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第5条（保険金の請求）に定める時」
- (2) この特約については、傷害補償特約別表5の保険金種類の規定中「入院」および「通院」とあるのは「部位・症状別」と読み替えて適用します。

### 第8条（ホームヘルパー費用特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約にホームヘルパー費用特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取り扱います。

- ① この特約第1条（用語の定義）における「入院」の定義は適用せず、傷害補償特約第1条（用語の定義）における同用語の定義によります。
- ② ホームヘルパー費用特約第1条（用語の定義）の「保険事故」の規定を次のとおり読み替えて適用します。

ア。「入院保険金が支払われるべき場合において」とあるのは「この保険契約に付帯される部位・症状別保険金支払特約第3条（保険金を支払う場合）の規定により部位・症状別保険金が支払われるべき場合において」

イ。「被保険者が家事に従事できなくなったこと」とあるのは「被保険者が入院し、かつ、家事に従事できなくなったこと」

③ ホームヘルパー費用特約第3条（保険金を支払う場合）(1) の規定中「入院保険金が支払われる期間中」とあるのは「入院した期間中」と読み替えて適用します。

④ ホームヘルパー費用特約第7条（保険金の支払限度額）（注1）の規定中「入院保険金を支払う日数で、かつ、180日を限度とします。」とあるのは「入院した日数で、かつ、180日を限度とします。」と読み替えて適用します。

⑤ ホームヘルパー費用特約第12条（傷害補償特約の適用除外）の規定中「傷害補償特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）から第6条（後遺障害保険金の支払）まで、第8条（通院保険金の支払）、第9条（死亡の推定）」とあるのは「傷害補償特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）から第9条（死亡の推定）まで」と読み替えて適用します。

### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

### 別表 部位・症状別保険金支払倍率表

本冊子巻末に掲載

## 長期入院一時金支払特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
長期入院一時金保険金額	保険証券記載の長期入院一時金保険金額をいいます。
入院	部位・症状別保険金支払特約第1条(用語の定義)の入院をいいます。
保険金	長期入院一時金をいいます。

### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に部位・症状別保険金支払特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

### 第3条 (保険金を支払う場合)

- この特約において普通保険約款第1条(用語の定義)の「支払事由」とは、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として次の①および②のすべてに該当することをいい、当会社はその状態に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、1回の保険事故につき、長期入院一時金保険金額を保険金としてその被保険者に支払います。
  - 被保険者が入院したこと。
  - 入院した日数が60日以上であること。
- この特約においては、入院の終了後、その入院の原因となった傷害によって再び入院した場合は、当会社は、それぞれの入院した期間をあわせて単一の期間とみなし、(1)②の日数を数えます。
- (1)および(2)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払の対象となる期間中に新たに他の傷害を被ったとしても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

### 第4条 (保険金の請求)

- 当会社に対するこの特約の保険金請求権は、傷害補償特約第16条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、被保険者が入院した日数が60日に達した日から発生し、これ行使することができるものとします。
- 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、傷害補償特約第16条(保険金の請求)に規定する書類に加え、入院した日数が60日以上であることを記載した病院または診療所の証明書類を提出しなければなりません。

### 第5条 (普通保険約款および傷害補償特約の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
  - 第20条(保険金の支払時期)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「前条(2)、(3)およびこの特約第4条(保険金の請求)の規定による手続」
  - 第21条(時効)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第4条(保険金の請求)(1)に定める時」
- (2)この特約については、傷害補償特約別表5の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「長期入院一時金」と読み替えて適用します。

### 第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款および部位・症状別保険金支払特約の規定を準用します。

## 骨折時生活支援一時金支払特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
下半身	下肢(注)および骨盤をいいます。 (注)足指を除きます。
骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態(注)をいいます。 (注)病的骨折および特発骨折を除きます。
骨折時生活支援一時金保険金額	保険証券記載の骨折時生活支援一時金保険金額をいいます。
骨折等	骨折または脱臼をいいます。
脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態(注)をいいます。 (注)先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
保険金	骨折時生活支援一時金をいいます。

### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に部位・症状別保険金支払特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

### 第3条 (保険金を支払う場合)

この特約において普通保険約款第1条(用語の定義)の「支払事由」とは、被保険者が急激かつ偶然な外来の保険事故によってその下半身に骨折等を被ったことをいい、当会社はその骨折等に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、骨折時生活支援一時金保険金額の全額を保険金としてその被保険者に支払います。

### 第4条 (保険金の請求)

当会社に対するこの特約の保険金請求権は、傷害補償特約第16条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、前条の骨折等を被った時から発生し、これ行使できるものとします。

### 第5条 (普通保険約款および傷害補償特約の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
  - 第20条(保険金の支払時期)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「前条(2)、(3)およびこの特約第4条(保険金の請求)の規定による手続」
  - 第21条(時効)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第4条(保険金の請求)に定める時」
- (2)この特約については、傷害補償特約を次のとおり読み替えて適用します。
  - 第15条(事故の通知)(1)の規定中「保険事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません」とあるのは「保険事故発生状況および骨折等の程度を当会社に通知しなければなりません」
  - 別表5の保険金種類の区分において「後遺障害」とあるのは「骨折時生活支援」、提出書類の区分で「6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書」とあるのは「6. 骨折等の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書」

### 第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款および部位・症状別保険金支払特約の規定を準用します。

## 重度後遺障害時介護一時金支払特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	被保険者が医師の場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
重度後遺障害	次のいずれかに該当する後遺障害をいいます。(注) <ol style="list-style-type: none"><li>傷害補償特約別表3の第1級に掲げる後遺障害</li><li>同特約別表3の第2級に掲げる後遺障害</li><li>同特約別表3の第3級(3)に掲げる後遺障害</li><li>同特約別表3の第3級(4)に掲げる後遺障害</li><li>同特約第6条(後遺障害保険金の支払)(3)の規定に基づき、①から④までのいずれかに該当するとみなされる後遺障害</li></ol> (注)同特約第6条(4)の規定を適用する場合の保険金支払割合または同条(5)の規定を適用する場合の割合が同特約別表3の第2級に対する保険金支払割合以上である場合を含みます。
重度後遺障害時介護一時金保険金額	保険証券記載の重度後遺障害時介護一時金保険金額をいいます。
重度後遺障害による要介護状態	重度後遺障害が生じた場合で、かつ、医師の診断により別表に掲げる介護が必要な状態と認められる場合をいいます。
保険金	重度後遺障害時介護一時金をいいます。

### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に部位・症状別保険金支払特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

### 第3条 (保険金を支払う場合)

この特約において普通保険約款第1条(用語の定義)の「支払事由」とは、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害が生じ、かつ、重度後遺障害による要介護状態となったことをいい、当会社はその要介護状態に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

### 第4条 (保険金の支払)

- 当会社は、被保険者が重度後遺障害による要介護状態となり、その重度後遺障害による要介護状態が重度後遺障害による要介護状態であることを医師が診断した日からその日を含めて180日を超えて継続した場合に、重度後遺障害時介護一時金保険金額の全額を保険金としてその被保険者に支払います。
- (2)被保険者が保険金の支払を受けられる重度後遺障害による要介護状態である期間中に新たに他の傷害を被ったとしても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

### 第5条 (保険金の請求)

当会社に対するこの特約の保険金請求権は、傷害補償特約第16条(保険金の請求)

(1)の規定にかかわらず、重度後遺障害による要介護状態であることを医師が診断した日からその日を含めて181日から発生し、これを行役できるものとします。

#### 第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- 第20条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「前条（2）、（3）およびこの特約第5条（保険金の請求）の規定による手続」
- 第21条（時効）の規定中「第19条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第5条（保険金の請求）に定める時」

#### 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および部位・症状別保険金支払特約の規定を準用します。

**別表 第1条（用語の定義）「重度後遺障害による要介護状態」における介護が必要な状態**

- 終日就床しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。
- 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。以下同様とします。）を用いても、下表の①に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
  - 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ下表の②から⑤までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるため、常に他人の介護が必要であること。

- (イ) 食事
- (ロ) 排せつ
- (ハ) 入浴
- (ニ) 衣類の着脱

<表>

① 歩行
(1) 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
(2) 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
(3) 自分では全く移動することができない。
② 食事
(1) 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
(2) 自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む。）。
③ 排せつ
(1) 自分では拭取りの始末ができない。
(2) 自分では座位を保持できない。
(3) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
(4) 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。
④ 入浴
(1) 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
(2) 自分では浴槽の出入りができない。
(3) 自分では全く入浴ができない。
⑤ 衣類の着脱
衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

## 細菌性・ウイルス性食中毒補償特約（部位・症状払型契約用）

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に部位・症状別保険金支払特約が付帯されており、かつ、保険証券がこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

#### 第2条（傷害補償特約の読み替え—細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償）

当会社は、傷害補償特約第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 「(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。  
〔注〕継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。」

#### 第3条（死亡保険金の補償対象外）

前条の規定にかかわらず、被保険者に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒が生じ、その直接の結果として被保険者が死亡した場合については、傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の規定による死亡保険金は支払いません。

#### 第4条（保険金の支払）

当会社が支払うべき保険金の額は、この保険契約に付帯された部位・症状別保険金支払特約第3条（保険金を支払う場合）の規定により算出するものとします。

#### 第5条（他の特約が付帯された場合の傷害補償特約の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に他の特約が付帯された場合において、他の特約を適用するときの傷害補償特約は、この特約第2条（傷害補償特約の読み替え—細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償）の規定により読み替えられた後の傷害補償特約とします。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および部位・症状別保険金支払特約の規定を準用します。

## 熱中症危険補償特約（部位・症状払型契約用）

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に部位・症状別保険金支払特約が付帯されており、かつ、保険証券がこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この特約による、傷害補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害には日射または熱射による身体障害を含むものとします。
- (1) の規定にかかわらず、日射または熱射による身体障害により被保険者が死亡した場合には、傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の規定による死亡保険金は支払いません。

## 傷害補償特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約およびこの保険契約に付帯された他の特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 〔注1〕 いずれもそのための練習を含みます。 〔注2〕 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） 〔注1〕 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 〔注2〕 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。 〔注3〕 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

傷害	次条に規定する傷害をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等で治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。
保険事故	次条（1）に規定する事故をいいます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) この特約において普通保険約款第1条（用語の定義）の「支払事由」とは、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被ったことをい、当会社はその傷害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

## 第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被った支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った支払事由に限りです。
  - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
  - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った支払事由に限りです。
  - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った支払事由に限りです。  
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間  
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間  
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った支払事由に限りです。
  - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
  - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
  - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
  - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
  - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
  - ⑫ ㉑から㉒までの事由に伴って生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故
  - ⑬ ㉑以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合で

あって、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

## 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故によって被った支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った支払事由に限りです。
- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
  - ② 被保険者の職業が別表2に掲げるものいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
  - ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間  
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。  
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。  
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

## 第5条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。  
（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) 第19条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第19条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

## 第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{後遺障害保険金の額}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が保険事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、保険事故の発生日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一保険事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。  
① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合  
② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合  
③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合  
ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。  
④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \times \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} = \text{適用する割合}$$

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

## 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数（注）} = \text{入院保険金の額}$$

- (注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
- (2) (1)の期間に、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。  
(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1保険事故に基づく傷害について、1回の手術に限り(注1)。  
① 入院中(注2)に受けた手術の場合  
$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$
  
② ①以外の手術の場合  
$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$
  
(注1) 1保険事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。  
(注2) 傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

#### 第8条 (通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。  
$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)} = \text{通院保険金の額}$$
  
(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。  
(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

#### 第9条 (死亡の推定)

- 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が傷害によって死亡したものと推定します。

#### 第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

#### 第11条 (職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、

保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。  
(5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかず発生した保険事故による支払事由については適用しません。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が支払事由の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による支払事由に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第12条 (保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

(1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 前条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、前条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り(注)。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 前条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

#### 第13条 (保険料の返還—失効の場合)

普通保険約款第15条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)の規定にかかわらず、第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

#### 第14条 (保険料の返還—解除の場合)

次に掲げる規定のいずれかにより、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

① 第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)

② 第12条(保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)

#### 第15条 (事故の通知)

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合は、またはその通知もしくは説明について知っていた事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第16条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、その被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時

ア. その被保険者に後遺障害が生じた時

- イ、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- ③ 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア、その被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時
- イ、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- ④ 手術保険金については、その被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
- ⑤ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア、その被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時
- イ、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
- ウ、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

#### 第17条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第15条（事故の通知）および普通保険約款第18条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、支払事由の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

#### 第18条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

#### 第19条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に對抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (7)の規定にかかわらず、この保険契約が死亡保険金のみを補償する保険契約（注）の場合は、(2)および(5)の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。
- (注) 次に掲げるすべてに該当する保険契約をいいます。
- ア、特約を付帯することにより、この特約第6条（後遺障害保険金の支払）から第8条（通院保険金の支払）までに規定するいずれの保険金も補償対象外とすること。
- イ、傷害医療費用保険金支払特約を付帯しないこと。
- ウ、介護保険金支払特約を付帯しないこと。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

#### 第20条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

#### 第21条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（注）に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 被保険者の同意の有無

- ④ 死亡保険金受取人の氏名
- ⑤ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 当会社名
- (注) 以下「協会」といいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当社または協会に照会することを禁じます。

#### 第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

#### 別表1 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

- 山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合は除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

#### 別表2 第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

- オートバスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- (注1) テストライダーをいいます。
- (注2) 動物園の飼育係を含みます。
- (注3) レフリーを含みます。

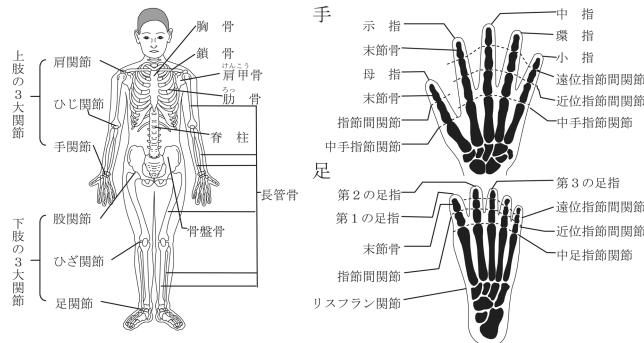
別表3 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼やくおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
第7級	(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したものの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したものの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

第 11 級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したものの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15 %
第 12 級	<p>(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したものの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1 手の小指を失ったもの</p> <p>(10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したものの</p> <p>(11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したものの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p>	10 %
第 13 級	<p>(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1 手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの</p> <p>(10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの</p> <p>(11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの</p>	7 %
第 14 級	<p>(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したものの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	4 %

注 1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注 2 関節等の説明図



別表 4 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の 3 大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限りります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限りります。(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から 3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の 3 大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表 3・注 2 の図に示すところによります。

別表 5 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
4. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書		○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
8. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書		○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○				
11. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)		○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○	○
13. その他当社が普通保険約款第 20 条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

## 後遺障害保険金補償対象外特約

当会社は、この特約により、傷害補償特約第6条（後遺障害保険金の支払）に規定する後遺障害保険金を支払いません。

## 入院保険金および手術保険金補償対象外特約

当会社は、この特約により、傷害補償特約第7条（入院保険金および手術保険金の支払）に規定する入院保険金および手術保険金を支払いません。

## 通院保険金補償対象外特約

当会社は、この特約により、傷害補償特約第8条（通院保険金の支払）に規定する通院保険金を支払いません。

## 傷害医療費用保険金支払特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部負担金	公的医療保険制度における療養の給付等（注）の支払の対象となる療養について被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金および一部負担金に相当する費用をいいます。 （注）公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「給外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
傷害医療費用保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の傷害医療費用保険金額をいいます。
保険金	傷害医療費用保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
労働者災害補償制度	以下の法律に基づく制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

### 第3条（保険金を支払う場合）

- （1）この特約において普通保険約款第1条（用語の定義）の「支払事由」とは、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、治療（注）を受けた場合に、その被保険者が治療費用等を負担したことによって損害を被ったことをいひ、当会社はその損害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金をその被保険者に支払います。  
（注）義手および義足の修理を含みます。
- （2）（1）の治療費用等とは、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内の公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間に、傷害の治療のために被保険者が現実に出した次の費用の合計額をいいます。
  - ① 公的医療保険制度における一部負担金
  - ② 入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額
  - ③ 差額ベッド代（注1）
  - ④ 入院、転院（注2）または退院のための被保険者に係る移送費および交通費（注1）医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。  
（注2）入院している患者が治療・検査を受けるために、医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
- （3）（1）の損害の額は、（2）の治療費用等の合計額から次のいずれかの給付等がある場合はその額を差し引いた額とします。
  - ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）
  - ② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
  - ③ 被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付（注2）（注1）公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）を含みます。  
（注2）他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。
- （4）当会社は、1保険事故につき次の算式により算出された額を保険金として支払いま

す。

損害の額（注1）－保険証券記載の免責金額＝保険金の額（注2）

- （注1）（2）の治療費用等の合計額から（3）の給付等の額を差し引いた金額をいいます。
- （注2）1保険事故につき傷害医療費用保険金額を限度とします。
- （5）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
  - ① この保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この特約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- （6）（5）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

### 第4条（事故の通知）

- （1）傷害補償特約第15条（事故の通知）（1）および（2）の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。  
（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（1）、傷害補償特約第15条（事故の通知）（1）および（2）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- （3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）、（2）、傷害補償特約第15条（事故の通知）（1）または（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第5条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から、これが発生し、これ行使することができるものとします。
  - ① その被保険者が治療を終了した時
  - ② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
  - ③ その被保険者が第3条（保険金を支払う場合）に規定する治療費用等を負担した時
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

### 第6条（代位）

- （1）傷害補償特約第18条（代位）の規定にかかわらず、第3条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

### 第7条（傷害補償特約の適用除外）

第18条（代位）については適用しません。

### 第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、傷害補償特約およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

### 別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書
6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7. 公的保険制度の下で、病院等に対して一部負担金等を支払ったことを示す病院等の領収書

8. 第2条（保険金を支払う場合）（2）④の移送費または交通費を支払ったことを示す領収書
9. 被保険者の印鑑証明書
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
11. その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行ったために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

## 天災危険補償特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、傷害補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた支払事由に対して、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故

### 第3条（保険金支払時期に関する特約）

この特約を付帯した契約について、普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）の確認をするために、下欄に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注）からその日を含めて下欄に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知をするものとします。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 365日

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第19条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日とします。

## 家族被保険者の範囲拡大に関する特約

### 第1条（被保険者の範囲変更に関する特約の読み替え）

（1）当社は、この特約により、被保険者の範囲変更に関する特約第1条（用語の定義）の規定中「家族」の規定を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
家族	本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

（2）当社は、この特約により、被保険者の範囲変更に関する特約第3条（被保険者の範囲）（1）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 「（1）この特約により、この保険契約における被保険者は、保険証券記載の被保険者の型に基づき、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 家族型の場合
    - ア. 本人の配偶者
    - イ. 本人またはその配偶者の同居の親族
    - ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
  - ② 夫婦型の場合
    - 本人の配偶者
  - ③ 本人・親族型の場合
    - ア. 本人と同居の親族
    - イ. 本人と別居の未婚の子

### 第2条（個人賠償責任特約等の読み替え）

（1）当社は、この特約により、個人賠償責任特約第5条（被保険者の範囲）（1）①から⑤までおよび受託品賠償責任特約第4条（被保険者の範囲）（1）①から⑤までを次のとおり読み替えて適用します。

- 「 ① 本人  
② 本人の配偶者

- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族  
④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
⑤ ②から④のいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する保険事故に限ります。」

（2）当社は、この特約により、家族ホールインワン・アルパトロス費用特約（1）①から④までを次のとおり読み替えて適用します。

- 「 ① 本人  
② 本人の配偶者  
③ 本人またはその配偶者の同居の親族  
④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注）の子  
（注）これまで婚姻歴がないことをいいます。」

（3）当社は、この特約により、家族ホールインワン・アルパトロス費用特約（配偶者補償対象外用）の規定中「本人ならびに本人と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子」とあるのは「本人ならびに本人と同居の親族および別居の未婚の子」と読み替えて適用します。

## 個人賠償責任特約

第5条（被保険者の範囲）（1）について、前記「家族被保険者の範囲拡大に関する特約」により変更となります。あわせてご確認ください。

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅（注）をいいます。（注）敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 （注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
本人	保険証券の被保険者欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

### 第2条（保険金を支払う場合）

この特約において普通保険約款第1条（用語の定義）の「支払事由」とは、被保険者が、日本国内または国外において生じた保険事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったことをいいます。当社はその損害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

### 第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
  - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故
  - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
（注3）使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。  
第4条(保険金を支払わない場合—の2)

当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人(注2)がその被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶(注3)・車両(注4)、銃器(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) 被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

(注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注4) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注5) 空気銃を除きます。

#### 第5条(被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人または配偶者と生計を共にする同居の末婚の子
- ⑤ ②から④のいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する保険事故に限りです。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となつた保険事故発生時におけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条(保険金の支払額)①に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

#### 第6条(保険金を支払う損害の範囲)

当社が第2条(保険金を支払う場合)により保険金を支払う対象となる損害は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって被る損害に限りです。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき法律上の損害賠償責任の額
- ② 第8条(事故の発生)①②に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用(注)
- ③ 第8条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した費用(注)
- ④ 保険事故が発生した場合において、②の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用(注)のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用(注)
- ⑤ 第9条(当会社による解決)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用(注)
- ⑥ 保険事故に関して被保険者の行う折衝または示談についてその被保険者が当会社の同意を得て支出した費用(注)
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用(注)またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用(注)

(注) 収入の喪失を含みません。

#### 第7条(保険金の支払額)

当社が1回の保険事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償責任の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の保険事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

#### 第8条(事故の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア、保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況

- イ、ア.の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
- ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償責任についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② (1)②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償(注)を請求することによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

#### 第9条(当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

#### 第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第11条(保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、その被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これ行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他これに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類
- ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
- ⑤ その他当社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出ると、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社が、保険金を支

払いません。

- (5) 当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。
- ① 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
  - ② 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合
  - ③ 提出書類(注)または証拠を偽造または変造した場合
- (注) (2)、(3)または(5)の書類をいいます。

#### 第12条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第6条(保険金を支払う損害の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとし、
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社からその被保険者に支払う場合(注1)
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、その被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社がその被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社からその被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) その被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第6条(保険金を支払う損害の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第13条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとし、
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第14条(重大事由解除に関する特別)

- (1) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
  - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) (1)または普通保険約款第11条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同第11条(1)③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

- ② (1)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責任の損害

#### 第15条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第11条(重大事由による保険契約の解除)(2)の規定は適用しません。

#### 第16条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第20条(保険金の支払時期)の規定中「損害の額(注2)または支払事由の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)」

② 第21条(時効)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)(1)に定める時」

#### 第17条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱いします。

- ① 被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- ② この特約第1条(用語の定義)「本人」の規定中「保険証券の被保険者欄」とあるのは「保険証券の被保険者本人欄」と読み替えて適用します。
- ③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、被保険者の範囲変更に関する特約の規定を適用します。

#### 第18条(交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第4条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

#### 第19条(長期保険特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)の規定は適用しません。

#### 第20条(積立型基本特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第13条(保険料の変更等・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)および(4)の規定は適用しません。

#### 第21条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

## 賠償事故解決特約

#### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
賠償事故	日本国内において発生した個人賠償責任特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する他人の身体障害または他人の財物の損壊をいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。
被保険者	個人賠償責任特約における被保険者をいいます。

#### 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に個人賠償責任特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

#### 第3条(当社による援助)

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、その被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

#### 第4条(当社による解決)

(1) 被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、その被保険者の同意を得て、その被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)を行います。

(注) 弁護士を選任を含みます。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 個人賠償責任特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任特約の免責金額を超過

るとき。

#### 第5条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
  - (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款、個人賠償責任特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
    - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
    - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
    - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
    - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合  
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明  
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対し負担する法律上の損害賠償責任の額	次の①または②のうち、いずれか高い額	
	① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	= 損害賠償額
	② 保険証券記載の免責金額	

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
  - (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
  - (6) (2)①から③までのいずれかに該当する場合、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険証券記載の保険金額を超えること認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
  - (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款、個人賠償責任特約およびこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
    - ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人もも衝害を受けることができないと認められるとき。
    - ② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

#### 第6条 (損害賠償額の請求)

- (1) 当会社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これ行使することができるものとします。
  - (2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
    - ① 損害賠償額の請求書
    - ② 当会社の定める事故状況報告書
    - ③ 示談書その他これに代わるべき書類
    - ④ 損害を証明する書類
  - (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
    - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
    - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
    - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限り

ます。

- (4) (3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

#### 第7条 (損害賠償額の支払時期)

- (1) 損害賠償請求権者が第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払ったに必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。
    - ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
    - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
    - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
    - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を行います。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
    - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
    - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
    - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
    - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
    - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を行います。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第8条 (損害賠償請求権の行使期間)

- 第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これ行使することができます。
  - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
  - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

#### 第9条 (個人賠償責任特約の適用除外)

この特約については、個人賠償責任特約第6条(支払保険金の範囲)⑤および同第9条(当会社による解決)の規定は適用しません。

#### 第10条 (読み替え規定—個人賠償責任特約)

この特約については、個人賠償責任特約第7条(保険金の支払額)②の規定中「②から⑦まで」とあるのは「②から④までと⑥および⑦の」に読み替えて適用します。

#### 第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、個人賠償責任特約の規定を準用します。

## 携行品特約

### 第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注) 定期券は除きます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険事故	保険の対象の損害発生の原因となった偶然な事故をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

### 第 2 条 (保険金を支払う場合)

この特約において普通保険約款第 1 条 (用語の定義) の「支払事由」とは、日本国内または国外における保険事故によって、保険の対象について損害が生じたことをいい、当会社はその損害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

### 第 3 条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注 1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。
- ② 保険金を受け取るべき者(注 2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、その被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。  
ア. 法令に定められた運転資格(注 3)を持たないで自動車等を運転している間  
イ. 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 65 条(酒気帯び運転等の禁止)第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間  
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 4)
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質(注 5)もしくは核燃料物質(注 5)によって汚染された物(注 6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
- ⑨ ④から⑧までの事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故
- ⑩ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除きます。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の対象の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑰ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

- (注 1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注 2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注 3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注 4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注 5) 使用済燃料を含みます。
- (注 6) 原子核分裂生成物を含みます。

### 第 4 条 (保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅(注)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。  
(注) 敷地を含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
  - ① 手形その他の有価証券(注 1)、印紙、切手
  - ② 預金証書または貯金証書(注 2)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
  - ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
  - ④ 船舶(注 3)、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
  - ⑤ 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
  - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずる物
  - ⑦ 動物および植物
  - ⑧ その他下欄記載の物

- (注 1) 小切手は除きます。
- (注 2) 通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注 3) ユット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。

### 第 5 条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当社が保険金を支払うべき損害額は、時価額によって定めます。
- (3) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格差損(注)は損害額に含みません。  
(注) 価値の下落をいいます。
- (4) 保険の対象が 1 組または 1 対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)から(3)までの規定によって損害額を決定します。
- (5) 保険契約者または被保険者が次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(4)の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
  - ① 第 7 条(事故の発生)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用または有益であった費用
  - ② 第 7 条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(5)①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の対象の 1 個、1 組または 1 対について損害額が 10 万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を 10 万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が 5 万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を 5 万円とみなします。

### 第 6 条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1 回の保険事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が 1 年を超える保険契約においては、保険年度(初年度については、保険期間の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から 1 年間をいいます。)ごとに保険金額をもって限度とします。

### 第 7 条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険の対象について保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
  - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
  - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった保険事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
  - ③ 損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる

届出のいずれかを直ちに行うこと。

ア. 小切手の場合

その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合

その運輸機関（注2）または発行者への届出

④ 他人に損害賠償の請求（注3）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注4）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）被保険者が振出人である場合を除きます。

（注2）宿泊券の場合はその宿泊施設とします。

（注3）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注4）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

①（1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

②（1）②、③、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当社が被災した損害の額

③（1）④の規定に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額

#### 第8条（被害物の調査）

（1）保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定による調査に協力しなかった場合は、当社は、それによって当社が被災した損害の額を控除して保険金を支払います。

#### 第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第5条（損害額の決定）の損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等にも再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない場合は、当社は、（1）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第5条（損害額の決定）の 規定によって支払われるべき 損害の額	−	他の保険契約等によって 支払われるべき損害保険 金または共済金の額	=	保険金の支払額
---------------------------------------	---	---	---	---------

#### 第10条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第11条（残存物および盗難品の帰属）

（1）当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当社に移転しません。

（2）盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条（損害額の決定）（5）①の費用を除き、その回収物について盗取の損害は生じなかったものとみなします。

（3）（2）の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

（4）保険の対象が盗取された場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の再調達価額（注1）に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注1）保険の対象が貴金属等または乗車券等の場合は損害額とします。

（注2）第5条（損害額の決定）（5）①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

（5）（2）または（4）ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

#### 第12条（保険金の請求）

（1）当社に対する保険金請求権は、保険事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当社の定める事故状況報告書

② 公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りません。

③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）

⑤ その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたいもの

（注1）やむを得ない場合には、第三者による事故証明書

（注2）保険金の請求を第三者に委任する場合

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げるものいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出ると、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当社は、それによって当社が被災した損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合

② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合

③ 提出書類（注）または証拠を偽造しまたは変造した場合

（注）（2）、（3）または（5）の書類をいいます。

#### 第13条（保険金の支払時期）

当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生時の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。）を含みます。

#### 第14条（代位）

（1）損害が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）

## ホールインワン・アルバトロス費用特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アルバトロス	各ホールの一巡標準打数(パー)よりも3つ少ない打数でボールがホールに入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(注)、かつ、ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用し、標準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。なお、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (注) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴の競技者がいなくても構いません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目的いかなを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	普通保険約款第1条(用語の定義)に規定する被保険者をいいます。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導(注)を職業としている者を除きます。 (注) ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることを行います。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険事故	ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したことをいいます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

この特約において普通保険約款第1条(用語の定義)の「支払事由」とは、被保険者がゴルフ場において保険事故により、慣習として次の費用を負担することによって損害を被ったことをいい、当会社はその損害に対して、保険金額を限度に、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

- 贈呈用記念品購入費用(注1)。ただし、次のものの購入費用を除きます。
    - 貨幣、紙幣
    - 有価証券
    - 商品券等の物品切手
    - プリペイドカード(注2)
  - 祝賀会(注3)費用
  - ゴルフ場に対する記念植樹費用
  - 同伴キャディ(注4)に対する祝儀(注5)
  - その他慣習として負担することが社会通念上妥当で、かつ通常負担する費用(注6)。ただし、保険金額の10%を限度とします。
- (注1) ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
- (注2) 被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。
- (注3) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した日の翌日から起算して3か月以内に開催された祝賀会に限り、かつ、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、積雪または荒天等によりゴルフ競技を全く行うことができなかつたときは、当社が認める期間を延長します。
- (注4) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、その達成時にその被保険者のゴルフ競技の補助者として使用していたキャディをいいます。
- (注5) 同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
- (注6) この保険契約を締結していなければ生じなかつた費用を除きます。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
  - 被保険者がゴルフ場の使用人(注)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- (注) 臨時雇いを含みます。

### 第4条 (保険金の支払額)

および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

### 第15条 (重大事由による解除に関する特約)

- 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
  - 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
  - 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
  - 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (1)または普通保険約款第11条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同第11条(1)③の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (2)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

### 第16条 (普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第11条(重大事由による保険契約の解除)(2)の規定は適用しません。

### 第17条 (普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- 第20条(保険金の支払時期)の規定中「損害の額(注2)または支払事由の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)」
  - 第21条(特約)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」

### 第18条 (被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

- この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。
- 被保険者の範囲変更に関する特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
  - この特約第1条(用語の定義)「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)に規定する被保険者」、第4条(保険の対象およびその範囲)(1)の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」と読み替えて適用します。
  - この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、被保険者の範囲変更に関する特約の規定を適用します。

### 第19条 (交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第4条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

### 第20条 (長期保険特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)の規定は適用しません。

### 第21条 (積立型基本特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第13条(保険料の変更等・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)および(4)の規定は適用しません。

### 第22条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）①から④までの費用を負担することによって被る損害の額の合計額とします。ただし、保険金額を限度とします。

#### 第5条（保険金額の自動復元）

当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合最高支払責任額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （注）それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約の支払責任額をいいます。

#### 第7条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これにしなければなりません。
  - ア. ホールインワンまたはアルバトロスを行った日時、場所、状況
  - イ. アの証人となる者の住所および氏名
- ② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第8条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 次の者すべてが署名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
    - ア. 同伴競技者（注1）
    - イ. 同伴キャディ（注2）
  - ウ. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の責任者
- ② 第2条（保険金を支払う場合）①から⑤までの費用の支払を証明する領収書
- （注1）被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
- （注2）被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、その達成時に被保険者のゴルフ競技の補助者として使用していたキャディをいいます。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以上の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、被保険者のホールインワンもしくはアルバトロスの達成の状況または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）および（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
  - ② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合
  - ③ 提出書類（注）または証拠を偽造または変造した場合
- （注）（2）、（3）または（5）の書類をいいます。

#### 第9条（重大事由による解除に関する特別）

（1）当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用しているとして認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）（1）または普通保険約款第11条（重大事由による保険契約の解除）（1）③の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、同第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の解除の原因となる事由または同第11条（1）③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（3）（2）の規定は、（1）①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。

#### 第10条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款第11条（重大事由による保険契約の解除）（2）の規定は適用しません。

#### 第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第20条（保険金の支払時期）の規定中「損害の額（注2）または支払事由の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）」
- ② 第21条（時効）の規定中「第19条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）（1）に定める時」とある時

#### 第12条（被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱いします。

- ① 被保険者の範囲変更に関する特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）「被保険者」の規定中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「被保険者の範囲変更に関する特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。
- ③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、被保険者の範囲変更に関する特約の規定を適用します。

#### 第13条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第4条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

#### 第14条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

#### 第15条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

#### 第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約が付帯された他の特約の規定を準用します。

## セルフプロバイ補償特約

#### 第1条（ホールインワン・アルバトロス費用特約の読み替え）

この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用特約第1条（用語の定義）のゴルフ競技の定義を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（注）、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。なお、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。（注）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合を除きます。

#### 第2条（保険金の請求）

被保険者に同伴キャディ（注1）が存在しなかった場合において、ホールインワン・アルバトロス費用特約の規定に従い保険金を請求しようとするときは、同特約第8条（保険金の請求）（2）①イに規定する者の署名押印に代えて、次のいずれかに該当する書類または資料を当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の使用人（注2）等（注3）で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注4）した者のうち1名以上が署名押印した当会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
- ② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合においては、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注4）したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名押印した当会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
- ③ 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等のホールインワン・アルバトロス証明資料（注1）被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、その達成時に被保険者のゴルフ競技の補助者として使用していたキャディをいいます。（注2）臨時雇いを含みます。（注3）同伴競技者、同一日に同一ゴルフ場において1または複数組で競技することを約束していた競技者および帯同者以外の全くの第三者をいいます。（注4）ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。また、アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。

## ホームヘルパー費用特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家事従事者	被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行う者をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
入院保険金	傷害補償特約第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の入院保険金をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	支払うホームヘルパー費用保険金をいいます。
ホームヘルパー等	ホームヘルパー（注1）、ベビーシッター（注2）および清掃代行サービス業者（注3）をいいます。 （注1）炊事、掃除、洗濯およびこどもの世話等を行うことを職業とする者をいいます。 （注2）子守等のこどもの世話を有償で行う者をいいます。 （注3）家庭の掃除を家事従事者に代わって、有償で行う者です。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
雇入費用等	次に掲げる費用をいいます。 ① ホームヘルパー等の雇入費用（注1） ② 被保険者の子に関する託児所・保育園等の費用（注2） （注1）ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。 （注2）被保険者が家事に従事できる場合においても生じる費用は除きます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

### 第3条（保険金を支払う場合）

- （1）この特約において普通保険約款第1条（用語の定義）の「支払事由」とは、被保険者が傷害を被り、入院保険金が支払われるべき場合において、その被保険者が家事に従事できなくなったことにより、その入院保険金が支払われるべき期間中に雇入費用等を負担したことをいいます。当会社はその雇入費用等に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。
- （2）被保険者が傷害を被った場合で、その被保険者が家事従事者でなかったときには、当会社は、保険金を支払いません。

### 第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が雇入費用等を負担した場合は、保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った費用に限ります。
  - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った費用に限ります。
  - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った費用に限ります。
    - ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
    - イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
    - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうえにそれがある状態で自動車等を運転している間
  - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った費用に限ります。
  - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
  - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
  - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
  - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
  - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃性物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑬ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。

- （2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものにより被保険者が雇入費用等を負担したときは、その症状の原因がなくなるときまで、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

### 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が雇入費用等を負担した場合は、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間
    - 山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
  - ② 被保険者の職業が次に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
    - オートレース（注5）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注6）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注7）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
  - ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
    - ア、乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
    - イ、乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
    - ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- （注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。
- （注2）グライダーおよび飛行船を除きます。
- （注3）職務として操縦する場合を除きます。
- （注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等いい、

パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

(注5) テストライダーをいいます。

(注6) 動物園の飼育係を含みます。

(注7) レフリーを含みます

#### 第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、被保険者が負担した雇入費用等の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、その被保険者が負担した雇入費用等について第三者から損害の賠償を受け取ることができた場合には、その支払を受けた額を被保険者が負担した雇入費用等の額から差し引くものとします。

#### 第7条 (保険金の支払限度額)

当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\text{保険金の支払限度額} = \text{保険証券記載のこの特約の支払限度基礎日額} \times \text{雇入費用等を負担した総日数(注1)(注2)}$$

(注1) 入院保険金を支払う日数で、かつ、180日を限度とします。

(注2) 被保険者が1日に複数の者に対する雇入費用等を負担したとしても、1日として計算した日数とします。

#### 第8条 (事故の通知)

- (1) 雇入費用等が発生した場合には、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 事故発生状況の詳細
  - ② 傷害の程度の詳細
  - ③ 他の保険契約等の有無および内容(注)
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額がその雇入費用等の額を超えたときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
その雇入費用等の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の雇入費用等の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が雇入費用等を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 傷害補償特約別表5に掲げる入院保険金請求の場合の必要書類
  - ② 雇入費用等の支出を証明する書類
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないうちは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。
- ① 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
  - ② 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合

③ 提出書類(注)または証拠を偽造または変造した場合

(注)(2)、(3)または(5)の書類をいいます。

#### 第11条 (代位)

- (1) 第3条(保険金を支払う場合)の雇入費用等が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその雇入費用等に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転すること、次の額を限度とします。
- ① 当社が雇入費用等の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない雇入費用等の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転した債権が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被保険者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第12条 (傷害補償特約の適用除外)

この特約については、傷害補償特約第3条(保険金を支払わない場合—その1)から第6条(後遺障害保険金の支払)まで、第8条(通院保険金の支払)、第9条(死亡の推定)、第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(1)および(3)、第13条(保険料の返還—失効の場合)、第15条(事故の通知)、第16条(保険金の請求)(1)①、②、④および⑤、第17条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第18条(代位)および第19条(死亡保険金受取人の変更)の規定は適用しません。

#### 第13条 (普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① この特約を締結の後、被保険者が家事従事者でなくなったためこの特約を解除したい旨、保険契約者から申出があった場合で、当社がこれを承認したときは、次のとおり読み替えて適用します。  
第17条(保険料の返還—解除の場合)(2)の規定中「保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」
  - ② 第20条(保険金の支払時期)の規定中「損害の額(注2)または支払事由の程度」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める雇入費用等の額、「前条」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)」
  - ③ 第21条(特約)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(1)に定める時」

#### 第14条 (被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

- この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱いします。
- ① 被保険者の範囲変更に関する特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
  - ② この特約第1条(用語の定義)「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のうち、保険証券のこの特約の被保険者欄に記載の者」と読み替えて適用します。
  - ③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、被保険者の範囲変更に関する特約の規定を適用します。

#### 第15条 (交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第4条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

#### 第16条 (長期保険特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)の規定は適用しません。

#### 第17条 (積立型基本特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第13条(保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)および(4)の規定は適用しません。

#### 第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

## 被害事故補償特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	自動車等が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
算定基準	別紙に定める算定基準をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
損害	第7条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。
対人賠償保険等	自動車等の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	保険金請求権者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害事故	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故をいいます。 ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故 ② 運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、次のいずれかの交通事故により、その生命または身体を害される事故（注） ア. 運行中の自動車等との衝突・接触等の交通事故 イ. 運行中の自動車等の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故 （注）その事故を生じさせた自動車等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の介護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場にいたる場合に限りま。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険金請求権者	被害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
保険事故	被害事故により被保険者が身体に傷害を被ることをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

### 第3条（保険金を支払う場合）

(1) この特約において普通保険約款第1条（用語の定義）の「支払事由」とは、被害事故が保険期間中に発生し、その直接の結果として、被保険者が身体に傷害を被ることによって、保険金請求権者が損害を被ったことをい、当会社はその損害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。  
（注）継続的に吸入、吸引または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

### 第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらに起因する事故
  - ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平場が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
(注2) 使用済燃料を含みます。  
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

### 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者によって生じた損害に限りま。
  - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限りま。
  - ③ 被保険者に対する刑の執行
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的診断所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくとも、保険金を支払いません。（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (3) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。

- ① その被害事故を教唆または援助する行為
  - ② その被害事故を容認する行為
  - ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
  - ④ その被害事故に関連する著しく不正な行為
- (4) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、保険金を受け取るべき者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- ① その被害事故を教唆または援助する行為
  - ② その被害事故を容認する行為
  - ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
  - ④ その被害事故に関連する著しく不正な行為

### 第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合）の被害事故発生時において、その被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等以内の親族
- ④ 被保険者の同居の親族

### 第7条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が被害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、①から③までの区分ごとに算出した額が自賠責保険等によって支払われる金額（注1）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

- ① 傷害（注2）
- ② 後遺障害
- ③ 死亡

(注1) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。  
(注2) 医師の治療を要した場合に限りま。

(2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)①から③までの区分ごとに算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。

(3) (2)の場合には、第14条（代位）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

### 第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第10条（事故の通知）(1)②に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
  - ② 第10条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用
- （注）収入の喪失を含みません。

### 第9条（支払保険金の計算）

(1) 1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①または②に定める算式によって算出した額とします。ただし、1回の被害事故につき、保険金額を限度とします。

① 下記②以外の場合

第7条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額 + 前条の費用の額 - (2)に規定する①から⑥までの合計額 = 保険金の額

② 保険金請求権者が、第7条(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合

第7条(2)の規定により決定される損害の額 + 前条の費用の額 - (3)に規定する①から⑥までの合計額 = 保険金の額

(2)(1)①の算式にいう、(2)に規定する①から⑥までの合計額とは、次の①から⑩までの合計額をいいます。

- ① 傷害医療費用保険金支払特約第3条(保険金を支払う場合)の規定により支払われる傷害医療費用保険金の額
- ② 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
- ③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ④ 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額
- ⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ⑥ 公的医療保険制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ⑦ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(注1)
- ⑧ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ⑨ 第7条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑩ ①から⑥までのほか、第3条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注2)

(注1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

(3)(1)②の算式にいう、(3)に規定する①から⑥までの合計額とは、次の①から⑧までの合計額をいいます。

- ① 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
- ② 公的医療保険制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ③ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(注1)
- ④ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ⑤ 第7条(損害額の決定)(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注2)

(注1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

第10条(事故の通知)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被害事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければなりません。
  - ① 損害の原因となった被害事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時、場所、状況および身体障害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
  - ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
  - ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとること。
  - ④ 損害賠償責任についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
  - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。
  - ⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事

実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①および④から⑥までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② (1)②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償(注)を請求することによって取得することができたと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
  - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができます。
    - ① 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
    - ② 被保険者が後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
    - ③ 被保険者が傷害を被った場合には、その傷害の治療が終了した時
  - (2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、傷害補償特約別表5に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
  - (3) 保険金請求権者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき保険金請求権者の代理人がないときは、次に掲げるものいずれかがこの事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、保険金請求権者の代理人として保険金を請求することができます。
    - ① 保険金請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
    - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、保険金請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
    - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (4) (3)の規定による保険金請求権者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
  - (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
  - (6) 保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
    - ① 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
    - ② 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合
    - ③ 提出書類(注)または証拠を偽造しまたは変造した場合
- (注) (2)、(3)または(5)の書類をいいます。
- (7) 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第13条(保険契約者または保険金請求権者の義務等)

- (1) 保険金請求権者が、第3条(保険金を支払う場合)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当社に通知しなければなりません。
  - ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
  - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
  - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
  - ④ 保険金請求権者が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
  - ⑤ 被害事故の原因となった自動車等がある場合、その自動車等の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 保険金請求権者は、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)および(2)の義務を怠った場合は、

当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(4) 保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。

(5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合は、当社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 当社は、賠償義務者または第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

#### 第14条(代位)

(1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
保険金請求権者が取得した債権の全額

② ①以外の場合  
保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険金請求権者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第15条(保険金の支払による請求権の移転)

(1) 当社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当社に移転するものとします。

(2) 保険金請求権者は、(1)により移転した請求権を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

#### 第16条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第19条(保険金の請求)(3)から(6)までの規定は適用しません。

#### 第17条(傷害補償特約の適用除外)

この特約については、傷害補償特約第3条(保険金を支払わない場合—その1)から第9条(死亡の推定)まで、第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)から第13条(保険料の返還—失効の場合)まで、第15条(事故の通知)、第16条(保険金の請求)、第18条(代位)および第19条(死亡保険金受取人の変更)の規定は適用しません。

#### 第18条(普通保険約款および傷害補償特約の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第20条(保険金の支払時期)の規定中「損害の額(注2)または支払事由の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)」

② 第21条(時効)の規定中「第19条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」

(2) この特約については、傷害補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第10条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定中「傷害」とあるのは「この特約第3条(保険金を支払う場合)の傷害」、「金額」とあるのは「損害額」

② 第17条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「第15条(事故の通知)および普通保険約款第18条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第19条(保険金の請求)の規定による請求」とあるのは「この特約第10条(事故の通知)の規定による通知またはこの特約第12条(保険金の請求)の規定による請求」

#### 第19条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱いします。

① 被保険者の範囲変更に関する特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

② この特約第1条(用語の定義)「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)に規定する被保険者」と読み替えて適用します。

③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、被保険者の範囲変更に関する特約の規定を適用します。

#### 第20条(交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第4条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

#### 第21条(長期保険特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)の規定は適用しません。

#### 第22条(積立型基本特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第13条(保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)および(4)の規定は適用しません。

#### 第23条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

# 被害事故補償特約における損害額の算定基準

## 第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害、精神的損害とします。なお、「臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）」第6条の規定によつて、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であつて、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づき医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

### 1. 積極損害

#### <1> 治療関係費

治療または社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

- (1) 応急手当費
  - (2) 診察料
  - (3) 入院料
  - (4) 投薬料、手術料、処置料等
  - (5) 通院費、転院費、入・退院費
- 通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

#### (6) 看護料

看護料は、原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下記によります。

- A. 厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の紹介による家政婦が看護した場合  
家政婦会の料金（注）とします。
- B. 近親者等が看護した場合
  - a. 入院看護をした場合は、1日につき4,000円とします。
  - b. 12歳以下の子供もしくは歩行困難な方の通院に付添った場合または医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,000円とします。

（注）食費を含みます。

#### (7) 入院中の諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。

#### (8) 温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準ずる施設において療養する場合の実費とします。

#### (9) 柔道整復等の費用

#### (10) 義肢等の費用

医師が必要と認めた義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具の実費とします。

#### (11) 診断書等の費用

#### (12) その他他費用

<2> 上記<1>以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

## 2. 休業損害

受傷により収入（注）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

（注）専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

### <1> 有職者の場合

下記の算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,500円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、1日につき5,500円とします。なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

#### (1) 給与所得者

事故直前3か月間の月例給与等

× 休業損害の対象となる日数

90日

- A. 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与との合計額（注）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。
  - B. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して減少支給された金額を差し引きします。
  - C. 賞与等について、現実収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。
  - D. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。（注）本給および付加給をいいます。
- (2) 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者

(過去1か年間の収入額－必要経費) × 寄与率

× 休業損害の対象となる日数

365日

- A. 過去1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額を上限として決定します。
  - B. 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。
  - C. 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。
- (3) 自由業者

過去1か年間の収入額（固定給を除く）－必要経費

× 休業損害の対象となる日数

365日

- A. 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であつて、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業、その他これに準じる方をいいます。
  - B. 過去1か年間の収入額、必要経費、代替労力については「(2) 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者」に準じます。
- (4) アルバイト・パートタイマー
- 「(1) 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

事故直前3か月間の就労日数

× 休業した期間の延べ日数

90日

### <2> 家事従事者

現実家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,500円とします。なお、休業損害の対象となる日数は、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

### <3> 金利生活者、地主、家主、息給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

## 3. 精神的損害

対象日数入院1日につき8,200円

対象日数通院1日につき4,100円

入院の場合の対象日数は入院日数とし、通院の場合の対象日数は各期間区分ごとの総日数（注1）の範囲内で、実通院日数（注2）の2倍を上限として決定します。

ただし、各期間区分ごとの対象日数に以下の割合を乗じて計算します。

事故から3か月超6か月までの期間：70%

事故から6か月超9か月までの期間：45%

事故から9か月超13か月までの期間：25%

事故から13か月超の期間：15%

なお、被保険者の受傷の態様が重傷（注3）の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容等を勘案し、25%の範囲内で割増をした金額を支払います。

（注1）期間内に入院がある場合はその日数を含みません。

（注2）通院により医師の治療を受けた日数をいいます。

（注3）頭蓋骨骨折、脳挫傷、腹部損傷破裂等をいいます。

## 第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は傷害補償特約別表3によります。

### 1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の<1>および<2>に従い次の算式により計算します。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数またはライブニッツ係数

#### <1> 被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

B. 年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

- (2) 家事従事者および18歳以上の学生  
年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- (3) 幼児および18歳未満の学生  
18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- (4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者  
下記のいずれか高い額とします。  
A. 18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数  
B. 年齢別平均給与額の50%×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- <2> 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法  
上記<1>の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法(新ホフマン係数・ライブニッツ係数)は、下記のとおりとします。
- (1) 収入額  
A. 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額を上限として決定します。  
B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。
- (2) 労働能力喪失率  
付表IIに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。
- (3) 労働能力喪失期間  
労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。
- (4) 新ホフマン係数・ライブニッツ係数  
労働能力喪失期間(年数)に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表IIIによります。

## 2. 精神的損害

後遺障害等級別に次の金額とします。

第1級	1,800万円
第2級	1,400万円
第3級	1,100万円
第4級	800万円
第5級	700万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者、子のいずれもない場合は、第1級1,300万円、第2級1,120万円、第3級956万円とします。

## 3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記<1>および<2>に従い次の算式により計算します。

介護料×介護期間に対応するライブニッツ係数

<1> 介護料

(1) 傷害補償特別表3の第1級(3)または(4)に該当する後遺障害の場合で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められる場合  
1か月につき13万円とします。

(2) 傷害補償特別表3の第1級((3)および(4)を除きます。)、第2級または第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、随時介護を要すると認められる場合  
1か月につき6.5万円とします。

<2> 介護期間、中間利息控除方法(ライブニッツ係数)

(1) 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表IVに定める平均余命等を勘案し決定します。

(2) ライブニッツ係数

介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は付表IIIによります。

## 4. その他の損害

上記1.から3.以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

## 第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

### 1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

### 2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の<1>および<2>に従い次の算式により計算します。

(収入額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数またはライブニッツ係数

<1> 被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (現実収入額-生活費)×就労可能年数に対応するライブニッツ係数

B. (年齢別平均給与額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(3) 幼児および18歳未満の学生

(18歳平均給与額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (18歳平均給与額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

B. (年齢別平均給与額の50%-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

<2> 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記<1>の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法(新ホフマン係数・ライブニッツ係数)は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは付表Iに定める年齢別平均給与額を上限として決定します。なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額を上限として決定します。  
B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。

(2) 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。なお、被扶養者とは、被保険者に現実扶養されていた方をいいます。

A. 被扶養者がいない場合 50%

B. 被扶養者が1人の場合 40%

C. 被扶養者が2人の場合 35%

D. 被扶養者が3人以上の場合 30%

(3) 就労可能年数

就労可能年数は、付表Vによります。

(4) 新ホフマン係数・ライブニッツ係数

就労可能年数に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表Vによります。

## 3. 精神的損害

被保険者の属性別に下記の金額とします。

<1> 被保険者が一家の支柱である場合 1,700万円

<2> 被保険者が18歳未満である場合(注) 1,400万円

<3> 被保険者が65歳以上である場合 1,250万円

<4> 被保険者が上記以外である場合 1,450万円

(注) 有職者を除きます。

## 4. その他の損害

上記1.から3.以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表Ⅰ 年齢別平均給与表（平均月額）

年齢	男子	女子
歳	円	円
全年齢 平均給与額	425,800	261,000
18	185,800	165,000
19	201,200	173,000
20	222,600	191,500
21	244,000	210,100
22	265,400	228,600
23	279,900	237,200
24	294,300	245,800
25	308,800	254,400
26	323,300	263,000
27	337,700	271,600
28	350,700	275,600
29	363,700	279,600
30	376,700	283,600
31	389,700	287,500
32	402,700	291,500
33	412,400	291,100
34	422,200	290,600
35	431,900	290,200
36	441,600	289,800
37	451,300	289,300
38	458,100	287,500
39	464,900	285,600
40	471,600	283,800
41	478,400	281,900
42	485,200	280,000

年齢	男子	女子
歳	円	円
43	491,900	279,300
44	498,700	278,500
45	505,500	277,800
46	512,200	277,000
47	519,000	276,200
48	521,000	275,400
49	522,900	274,500
50	524,800	273,700
51	526,800	272,800
52	528,700	271,900
53	521,200	269,900
54	513,600	267,800
55	506,100	265,700
56	498,500	263,600
57	491,000	261,600
58	469,000	256,900
59	447,100	252,300
60	425,100	247,600
61	403,200	243,000
62	381,300	238,400
63	371,900	237,300
64	362,600	236,200
65	353,300	235,100
66	343,900	234,000
67	334,600	232,900
68～	325,300	231,800

付表Ⅲ 新ホフマン係数およびライブニッツ係数表

期間	新ホフマン 係数	ライブニッツ 係数	期間	新ホフマン 係数	ライブニッツ 係数
年			年		
1	0.9523	0.9523	35	19.9174	16.3741
2	1.8614	1.8594	36	20.2745	16.5468
3	2.7310	2.7232	37	20.6254	16.7112
4	3.5643	3.5459	38	20.9702	16.8678
5	4.3643	4.3294	39	21.3092	17.0170
6	5.1336	5.0756	40	21.6426	17.1590
7	5.8743	5.7863	41	21.9704	17.2943
8	6.5886	6.4632	42	22.2930	17.4232
9	7.2782	7.1078	43	22.6105	17.5459
10	7.9449	7.7217	44	22.9230	17.6627
11	8.5901	8.3064	45	23.2307	17.7740
12	9.2151	8.8632	46	23.5337	17.8800
13	9.8211	9.3935	47	23.8322	17.9810
14	10.4094	9.8986	48	24.1263	18.0771
15	10.9808	10.3796	49	24.4162	18.1687
16	11.5363	10.8377	50	24.7019	18.2559
17	12.0769	11.2740	51	24.9836	18.3389
18	12.6032	11.6895	52	25.2614	18.4180
19	13.1160	12.0853	53	25.5353	18.4934
20	13.6160	12.4622	54	25.8056	18.5651
21	14.1038	12.8211	55	26.0723	18.6334
22	14.5800	13.1630	56	26.3354	18.6985
23	15.0451	13.4885	57	26.5952	18.7605
24	15.4997	13.7986	58	26.8516	18.8195
25	15.9441	14.0939	59	27.1047	18.8757
26	16.3789	14.3751	60	27.3547	18.9292
27	16.8044	14.6430	61	27.6017	18.9802
28	17.2211	14.8981	62	27.8456	19.0288
29	17.6293	15.1410	63	28.0865	19.0750
30	18.0293	15.3724	64	28.3246	19.1191
31	18.4214	15.5928	65	28.5599	19.1610
32	18.8060	15.8026	66	28.7925	19.2010
33	19.1834	16.0025	67	29.0224	19.2390
34	19.5538	16.1929			

(注) 幼児、18才未満の学生および働く意思と能力を有する者（有職者・家事従事者、18才以上の学生以外）の後遺障害による逸失利益を算定するに当たり、労働能力喪失期間の終期が18才を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の終期（18才）までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10才、労働能力喪失期間 20年（新ホフマン係数）の場合  
 $13.6160$ （20年の係数）－ $6.5886$ （8年の係数）＝ $7.0274$

付表Ⅱ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100 / 100
第2級	100 / 100
第3級	100 / 100
第4級	92 / 100
第5級	79 / 100
第6級	67 / 100
第7級	56 / 100
第8級	45 / 100
第9級	35 / 100
第10級	27 / 100
第11級	20 / 100
第12級	14 / 100
第13級	9 / 100
第14級	5 / 100

付表Ⅳ 第17回生命表による平均余命(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	75.92	75.30	74.36	73.40	72.43	71.45	70.47	69.49	68.51	67.52
女	81.90	81.25	80.30	79.33	78.35	77.37	76.38	75.39	74.40	73.41
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	66.53	65.54	64.55	63.56	62.57	61.58	60.60	59.63	58.67	57.72
女	72.42	71.43	70.44	69.44	68.45	67.46	66.47	65.49	64.50	63.52
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	56.77	55.81	54.86	53.90	52.94	51.98	51.02	50.05	49.09	48.12
女	62.54	61.56	60.57	59.59	58.61	57.63	56.65	55.67	54.69	53.71
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	47.16	46.20	45.23	44.27	43.31	42.35	41.39	40.43	39.48	38.53
女	52.73	51.75	50.77	49.79	48.82	47.84	46.87	45.90	44.93	43.96
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	37.58	36.64	35.70	34.77	33.84	32.92	32.00	31.09	30.19	29.29
女	43.00	42.04	41.08	40.12	39.17	38.22	37.27	36.32	35.38	34.44
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	28.40	27.51	26.63	25.76	24.90	24.06	23.22	22.40	21.60	20.80
女	33.51	32.58	31.66	30.73	29.81	28.90	27.99	27.08	26.18	25.28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	20.01	19.24	18.47	17.71	16.96	16.22	15.48	14.76	14.04	13.34
女	24.39	23.51	22.63	21.75	20.89	20.03	19.17	18.33	17.50	16.68
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	12.66	11.99	11.33	10.70	10.09	9.50	8.93	8.38	7.85	7.35
女	15.87	15.08	14.30	13.53	12.79	12.06	11.35	10.66	9.99	9.34
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	6.88	6.43	6.02	5.63	5.27	4.93	4.60	4.30	4.01	3.75
女	8.72	8.14	7.58	7.06	6.56	6.10	5.66	5.25	4.87	4.51
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	3.51	3.28	3.06	2.86	2.68	2.50	2.34	2.19	2.04	1.91
女	4.18	3.88	3.60	3.34	3.10	2.88	2.68	2.49	2.31	2.15
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	1.79	1.67	1.56	1.46	1.37	1.28	1.20	1.12	1.05	0.98
女	2.00	1.86	1.74	1.62	1.51	1.40	1.31	1.22	1.14	1.06
	110歳	111歳								
男	—	—								
女	0.99	0.92								

- (例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、66.53年。  
2. 40歳女性の平均余命年数は、43.00年。

付表Ⅴ 死亡時の年齢別就労可能年数および新ホフマン係数・ライブニッツ係数表  
〔18才未満の者に適用する表〕

年齢	幼児・学生・働く意思 と能力を有している無職者			有職者		
	就労 可能 年数	新ホフマン 係 数	ライブニッツ 係 数	就労 可能 年数	新ホフマン 係 数	ライブニッツ 係 数
歳	年			年		
0	49	16.419	7.549	67	29.022	19.239
1	49	16.719	7.927	66	28.793	19.201
2	49	17.024	8.323	65	28.560	19.161
3	49	17.344	8.739	64	28.325	19.119
4	49	17.678	9.176	63	28.087	19.075
5	49	18.025	9.635	62	27.846	19.029
6	49	18.387	10.117	61	27.602	18.980
7	49	18.765	10.623	60	27.355	18.929
8	49	19.160	11.154	59	27.105	18.876
9	49	19.574	11.712	58	26.852	18.820
10	49	20.006	12.297	57	26.595	18.761
11	49	20.461	12.912	56	26.335	18.699
12	49	20.938	13.558	55	26.072	18.633
13	49	21.442	14.236	54	25.806	18.565
14	49	21.971	14.947	53	25.535	18.493
15	49	22.530	15.695	52	25.261	18.418
16	49	23.123	16.480	51	24.984	18.339
17	49	23.750	17.304	50	24.702	18.256

[18才以上の者に適用する表]

年令	就業可能年数	新ホフマン係数	ライブニッツ係数	年令	就業可能年数	新ホフマン係数	ライブニッツ係数
18	49	24.416	18.169	60	11	8.590	8.306
19	48	24.126	18.077	61	10	7.945	7.722
				62	10	7.945	7.722
20	47	23.832	17.981	63	9	7.278	7.108
21	46	23.534	17.880	64	9	7.278	7.108
22	45	23.231	17.774				
23	44	22.923	17.663	65	9	7.278	7.108
24	43	22.611	17.546	66	8	6.589	6.463
				67	8	6.589	6.463
25	42	22.293	17.423	68	8	6.589	6.463
26	41	21.970	17.294	69	7	5.874	5.786
27	40	21.643	17.159				
28	39	21.309	17.017	70	7	5.874	5.786
29	38	20.970	16.868	71	6	5.134	5.076
				72	6	5.134	5.076
30	37	20.625	16.711	73	6	5.134	5.076
31	36	20.275	16.547	74	6	5.134	5.076
32	35	19.917	16.374				
33	34	19.554	16.193	75	5	4.364	4.329
34	33	19.183	16.003	76	5	4.364	4.329
				77	5	4.364	4.329
35	32	18.806	15.803	78	4	3.564	3.546
36	31	18.421	15.593	79	4	3.564	3.546
37	30	18.029	15.372				
38	29	17.629	15.141	80	4	3.564	3.546
39	28	17.221	14.898	81	4	3.564	3.546
				82	4	3.564	3.546
40	27	16.804	14.643	83	3	2.731	2.723
41	26	16.379	14.375	84	3	2.731	2.723
42	25	15.944	14.094				
43	24	15.500	13.799	85	3	2.731	2.723
44	23	15.045	13.489	86	3	2.731	2.723
				87	3	2.731	2.723
45	22	14.580	13.163	88	3	2.731	2.723
46	21	14.104	12.821	89	2	1.861	1.859
47	20	13.616	12.462				
48	19	13.116	12.085	90	2	1.861	1.859
49	18	12.603	11.690	91	2	1.861	1.859
				92	2	1.861	1.859
50	17	12.077	11.274	93	2	1.861	1.859
51	16	11.536	10.838	94	2	1.861	1.859
52	15	10.981	10.380				
53	14	10.409	9.999	95	2	1.861	1.859
54	13	9.821	9.394	96	2	1.861	1.859
				97	2	1.861	1.859
55	13	9.821	9.394	98	2	1.861	1.859
56	12	9.215	8.863	99~	1	0.952	0.952
57	12	9.215	8.863				
58	11	8.590	8.306				
59	11	8.590	8.306				

(注) 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有する者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)における就労可能年数および新ホフマン係数・ライブニッツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

- (例) 3歳の幼児 新ホフマン係数の場合  
 (1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 28.325  
 (2) 就労の終期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.981  
 (3) 就労可能年数49年(64年-15年)  
 (4) 適用する係数 17.344(28.325-10.981)

## 保険料分割払特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込分割保料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条(保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条(分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

### 第4条(分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

- (1) 普通保険約款第5条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されており、職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 傷害補償特約第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、傷害補償特約第11条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

### 第6条(追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が前条の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が前条(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) 前条(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 前条(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 傷害補償特約第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(5) 前条(3)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料徴収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

#### 第7条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されている場合において、年額保険料の払込みを完了する前に、当社が「傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)」の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

#### 第8条(分割保険料不払の場合の事故の取扱い)

(1) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いませぬ。

(2) (1)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(1)および次条(1)①の規定を適用します。

#### 第9条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し月割により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第10条(第2回分割保険料不払の場合の特則)

保険料払込方法が口座振替による場合に、当会社は、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関(注)に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(注) 当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

#### 第11条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、第7条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中「傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)」の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは「1」家族全員について傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、「その保険金が支払われるべきその被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

## 初回保険料口座振替特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一時に払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

### 第2条(この特約の適用条件)

(1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

(2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。

② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、保険期間の初日この保険契約の効力発生時までになされていること。

こと。

### 第3条(初回保険料の払込み)

(1) 初回保険料の払込みは、(4)に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることにより行うものとします。

(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れおかなければなりません。

(4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日(注)とします。  
(注) 振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。

(5) (4)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日(注)を「初回保険料払込期日」と読み替えて(1)、(2)、(6)および次条(1)の規定を適用します。

(注) この振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となる場合には、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。

(6) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、保険料分割払特約の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。

### 第4条(初回保険料払込み前の事故)

(1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険契約締結時に初回保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯した特約の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(1)、(2)、(6)および次条(1)の規定を適用します。

(4) (2)の規定より、保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の保険事故による支払事由に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定にかかわらず、保険事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険事故に対して保険金を支払います。

(6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

### 第5条(解除—初回保険料不払の場合)

(1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

### 第6条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) (1)の場合において、この保険契約に自動継続特約または自動継続特約(年払契約)が付帯されている場合の同特約の規定による継続契約には、この特約の規定は適用しません。

## 自動継続特約(2016年9月以前保険始期契約用)

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

用語	定義
意思表示締切日	この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

### 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険料分割払特約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

### 第3条(保険契約の継続)

(1) 意思表示締切日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、継続証等を保険契約者に交付します。

#### 第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）

(1) 継続契約の分割保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

#### 第5条（継続契約の保険料不払の場合の事故の取扱い）

(1) 保険契約者が、前条の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、前条の分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(1)および次条(1)の規定を適用します。

#### 第6条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

(1) 保険契約者が、第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第7条（継続契約に適用される保険料率）

この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

#### 第8条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第9条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、これを当社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関しては、普通保険約款および傷害補償特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第1条（用語の定義）「告知事項」の規定中「保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの」とあるのは「自動継続のご案内において当社が確認を求めたもの」
  - ② 普通保険約款第5条（告知義務）(2)および(3)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結の場合」
  - ③ 普通保険約款第5条(3)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」
  - ④ 傷害補償特約第21条（契約内容の登録）(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する場合」とします。
- (3) 継続証等に記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当社に告げなかったときには、当社は、傷害補償特約第11条（職業または職務の変更に関する通知義務）の規定を準用します。

#### 第10条（普通保険約款等の読み替え）

この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定中「保険証券」とあるのは「継続証等」と読み替えて適用します。

#### 第11条（被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第9条（継続契約の告知義務）(3)の規定中「継続証等に記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「被保険者の範囲変更に関する特約第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

#### 第12条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、第9条（継続契約の告知義務）(3)の規定は適用しません。

#### 第13条（保険料分割払特約との関係）

この特約に規定しない事項については、保険料分割払特約の規定を適用します。

## 自動継続特約（2016年10月以降保険始期契約用）

保険始期（保険期間の初日）が2016年10月1日以降の傷害総合保険のご契約より、「自動継続特約」を一部改定いたします。これにより、弊社が補償内容・保険料率などを改定した場合、改定日以降の継続契約からその改定内容が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがありますが、その場合は別途ご案内させていただきます。

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

用語	定義
意思表示締切日	この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

#### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険料分割払特約を付帯した保険契約で、当社と保険契約者との間に、あらかじめ継続契約の継続についての合意がある場合に適用します。

#### 第3条（保険契約の継続）

(1) 意思表示締切日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、この保険契約は満了する日と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(注) 第7条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、継続時の当社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。

(3) (1)および(2)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、継続証等を保険契約者に交付します。

#### 第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）

(1) 継続契約の分割保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

#### 第5条（継続契約の保険料不払の場合の事故の取扱い）

(1) 保険契約者が、前条の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、前条の分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(1)および次条(1)の規定を適用します。

#### 第6条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

(1) 保険契約者が、第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第7条（継続契約に適用される制度・料率等）

(1) この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当社は、制度・料率等（注）が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。

(注) 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

(2) (1)の規定により第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）から第6条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

#### 第8条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第9条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、第3条（保険契約の継続）(1)および(2)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、これを当社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関しては、普通保険約款および傷害補償特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第1条（用語の定義）「告知事項」の規定中「保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの」とあるのは「自動継続のご案内において当社が確認を求めたもの」
  - ② 普通保険約款第5条（告知義務）(2)および(3)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結の場合」
  - ③ 普通保険約款第5条(3)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」
  - ④ 傷害補償特約第21条（契約内容の登録）(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する場合」とします。
- (3) 継続証等に記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当社に告げなかったときには、当社は、傷害補償特約第11条（職業または職務の変

更に関する通知義務)の規定を準用します。

#### 第10条 (普通保険約款等の読み替え)

この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定中「保険証券」とあるのを「継続証券」と読み替えて適用します。

#### 第11条 (被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第9条(継続契約の告知義務)(3)の規定中「継続証券に記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「被保険者の範囲変更に関する特約第1条(用語の定義)に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

#### 第12条 (交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、第9条(継続契約の告知義務)(3)の規定は適用しません。

#### 第13条 (保険料分割払特約との関係)

この特約に規定しない事項については、保険料分割払特約の規定を適用します。

## 自動継続特約(年払契約用)(2016年9月以前保険始期契約用)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

用語	定義
意思表示締切日	この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日をいいます。
継続証券等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。
払込期日	この保険契約の満了する日の属する月の振替日(注)をいいます。(注)振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。

#### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

#### 第3条 (保険契約の継続)

(1) 意思表示締切日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとし、以後毎年同様とします。

(2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、継続証券等を保険契約者に交付します。

#### 第4条 (継続契約の保険料および払込方法)

(1) 継続契約の保険料は、継続証券に記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日までに払い込むものとします。

#### 第5条 (継続契約の保険料不払の場合の事故の取扱い)

(1) 保険契約者が、前条の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、前条の継続契約の保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(1)および次条(1)の規定を適用します。

#### 第6条 (継続契約の保険料不払による保険契約の解除)

(1) 保険契約者が、第4条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第7条 (継続契約に適用される保険料率)

この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当社は、保険料率が改定された日以後第3条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

#### 第8条 (継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第9条 (継続契約の告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、第3条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、これを当社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関しては、普通保険約款および傷害補償特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款第1条(用語の定義)「告知事項」の規定中「保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの」とあるのは「自動継続のご案内において当社が確認を求めたもの」

② 普通保険約款第5条(告知義務)(2)および(3)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と読み替えて適用します。

③ 普通保険約款第5条(3)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」

④ 傷害補償特約第21条(契約内容の登録)(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する場合」とします。

(3) 継続証券に記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当社に告げなかったときには、当社は、傷害補償特約第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)の規定を準用します。

#### 第10条 (普通保険約款等の読み替え)

この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定中「保険証券」とあるのを「継続証券」と読み替えて適用します。

#### 第11条 (被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第9条(継続契約の告知義務)(3)の規定中「継続証券に記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「被保険者の範囲変更に関する特約第1条(用語の定義)に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

#### 第12条 (交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、第9条(継続契約の告知義務)(3)の規定は適用しません。

## 自動継続特約(年払契約用)(2016年10月以降保険始期契約用)

保険始期(保険期間の初日)が2016年10月1日以降の傷害総合保険のご契約より、「自動継続特約(年払契約用)」を一部改定いたします。これにより、弊社が補償内容・保険料率などを改定した場合、改定日以降の継続契約からその改定内容が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。その場合は別途ご案内させていただきます。

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

用語	定義
意思表示締切日	この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日をいいます。
継続証券等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。
払込期日	この保険契約の満了する日の属する月の振替日(注)をいいます。(注)振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。

#### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

#### 第3条 (保険契約の継続)

(1) 意思表示締切日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容(注)で継続されるものとし、以後毎年同様とします。

(注) 第7条(継続契約に適用される制度・料率等)に規定する場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、継続時の当社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。

(3) (1)および(2)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、継続証券等を保険契約者に交付します。

#### 第4条 (継続契約の保険料および払込方法)

(1) 継続契約の保険料は、継続証券に記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日までに払い込むものとします。

#### 第5条 (継続契約の保険料不払の場合の事故の取扱い)

(1) 保険契約者が、前条の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、前条の継続契約の保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(1)および次条(1)の規定を適用します。

#### 第6条 (継続契約の保険料不払による保険契約の解除)

(1) 保険契約者が、第4条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生

します。

#### 第7条（継続契約に適用される制度・料率等）

(1) この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当社は、制度・料率等（注）が改定された日以後第3条（保険契約の継続）（1）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

(2) (1)の規定により第4条（継続契約の保険料および払込方法）から第6条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

#### 第8条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）（1）の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第9条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、第3条（保険契約の継続）（1）および（2）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、これを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関しては、普通保険約款および傷害補償特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款第1条（用語の定義）「告知事項」の規定中「保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの」とあるのは「契約継続のご案内において当社が確認を求めたもの」

② 普通保険約款第5条（告知義務）（2）および（3）②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」

③ 普通保険約款第5条（3）③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」

④ 傷害補償特約第21条（契約内容の登録）（1）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する場合」とします。

(3) 継続証等に記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当社に告げなかったときには、当社は、傷害補償特約第11条（職業または職務の変更に関する通知義務）の規定を準用します。

#### 第10条（普通保険約款等の読み替え）

この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定中「保険証券」とあるのを「継続証」と読み替えて適用します。

#### 第11条（被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第9条（継続契約の告知義務）（3）の規定中「継続証等に記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「被保険者の範囲変更に関する特約第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

#### 第12条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、第9条（継続契約の告知義務）（3）の規定は適用しません。

## クレジットカード払特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。

#### 第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限りです。

#### 第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当社は、クレジットカード発行会社へそのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（注）以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定を適用しません。

① 当社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

#### 第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 前条（2）①のこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について、保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条（1）の規定を適用します。

(3) 保険契約者が（2）の保険料の支払を怠った場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条（2）の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

## 通信販売特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事前審査済通知書	当社があらかじめ保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約についての契約内容、保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した書類をいいます。
申込書	当社所定の保険契約申込書をいいます。
引受審査結果通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。

#### 第2条（保険契約の申込み）

当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができるものとします。

① 申込書に所定の事項を記載し、当社に送付すること。  
② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社に対して、保険契約の申込みの意思を表示し、当社所定の事項を連絡すること。

#### 第3条（通知書等の送付および申込書の返送）

(1) 前条の規定により当社が保険契約の申込みを受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、次に掲げる書類を保険契約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨通知します。

① 前条①による場合は、引受審査結果通知書  
② 前条②による場合は、引受審査結果通知書および申込書

(2) 保険契約者が（1）②の申込書の送付を受けた場合は、保険契約者は、申込書に所定の事項を記載し、引受審査結果通知書記載の返送期限までに当社へ返送するものとします。

(3) 保険契約者が（2）の申込書の返送を怠った場合は、この保険契約の申込みは無効とします。

(4) (1)の規定にかかわらず、事前審査済通知書を保険契約者へ送付している場合で、かつ、あらかじめ審査した契約内容で前条①または②に掲げるいずれかの方法により、事前審査済通知書記載の期間内に申込みを受けたときは、次に掲げる書類の保険契約者への送付を省略できるものとします。

① 前条①による場合は、引受審査結果通知書  
② 前条②による場合は、引受審査結果通知書および申込書

(5) (4)の事前審査済通知書に記載されたあらかじめ審査した契約内容と異なる契約内容で保険契約者より申込みを受けた場合には、当社は、保険契約引受けの可否をあらかじめ審査するものとします。

#### 第4条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条（1）の引受審査結果通知書または同条（4）の事前審査済通知書に従い、保険料を払い込まなければならないものとします。

(2) 引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載する保険料の払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当社が定める日とします。

#### 第5条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日次に掲げる時刻に始まり、末日の午後4時に終わります。

① ②以外の場合

午前0時(注)

② この保険契約が継続契約の場合

午後4時

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当社は、引受結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料(注)領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(注) 保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。

#### 第6条(保険料不払による保険契約の解除)

当社は、引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料の払込期日までに保険料(注)の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

(注) 保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。

#### 第7条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) (1)の場合において、この保険契約に自動継続特約が付帯されている場合の同特約の規定による継続契約には、この特約の規定は適用しません。

## 保険料分割払特約(一般団体契約用)

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条(保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条(分割保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

### 第4条(分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、第1回分割保険料を領収する前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 普通保険約款第5条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されており、職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 傷害補償特約第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、傷害補償特約第11条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

### 第6条(追加保険料の払込み)

(1) 当社が前条の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が前条(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を

解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) 前条(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 前条(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 傷害補償特約第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(5) 前条(3)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

### 第7条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されている場合において、年額保険料の払込みを完了する前に、当社が傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

### 第8条(分割保険料不払の場合の事故の取扱い)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

### 第9条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し日割により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

### 第10条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、第7条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中「傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」とあるのは「1家族全員について傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」、「その保険金が支払われるべきその被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

## 保険料支払猶予特約

### 第1条(保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

### 第2条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第4条(保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

## 団体扱特約（一般A）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
  - ② 次のいずれかの契約が締結されていること。  
ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限りま。
  - ③ 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記アのただしに定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限りま。
- ④ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。  
ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除し、これを当会社の指定する場所に支払うこと。  
イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
  - ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
  - ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

### 第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

### 第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
  - ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）
  - ② 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）
  - ③ 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
- (2) 当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（1）
  - ② 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（1）
  - ③ 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）および（2）
  - ④ 基本特約第13条（3）および（4）
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。
- (3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。
    - ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（1）
    - ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）および（2）
  - (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前利率（注2）の変更後利率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
    - ① 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（1）
    - ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）
- （注1）傷害補償特約第11条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。  
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。  
（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
    - ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（4）
    - ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（9）

### 第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されている場合において、保険料（注）の払込みを完了する前に、当会社が傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。  
（注）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

### 第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

### 第8条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
  - ① 集金契約が解除された場合
  - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
  - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
  - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集が行われなくなった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。  
（注1）当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。  
（注2）同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1) ①の事実が発生した場合または（2）の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

### 第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日から1か月以内（注1）に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内（注2）に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。  
（注1）基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで  
（注2）基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで
- (2) 当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日から解除日から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払込分割保険料について基本特約第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および同第7条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 基本特約第5条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
  - ② 基本特約第7条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」
- (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

#### 第10条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいたときは、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

#### 第11条(特約失効の特例)

基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日まで未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)の規定を準用するものとします。

#### 第12条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」とあるのは「1家族全員について傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」、「その保険金が支払われるべきその被保険者」とあるは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

## 団体扱特約(一般B)

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社ととの間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
当該事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。
  - イ. 団休
  - イ. 団休に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - ア. 当該事業所において、給与支払日に保険契約者から直接保険料を集金すること。
  - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第3条(保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
- ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
  - ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むかまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- (2) 直接保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険契約者が当該事業所において当社と団体扱に係る特約を付した保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険契約の保険期間の末日(注)をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (注) その保険契約が保険期間の途中で解除された場合には、その解除日とします。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

### 第4条(保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

### 第5条(追加保険料の払込み)

- (1) 当社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)
  - ② 傷害補償特約第12条(保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)
  - ③ 基本特約第13条(保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)
- (2) 当社が、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(1)
  - ② 傷害補償特約第12条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(1)
  - ③ 基本特約第13条(保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)および(2)
  - ④ 基本特約第13条(3)および(4)
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。
- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(1)
  - ② 基本特約第13条(保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)および(2)
- (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前利率(注2)の変更後利率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 傷害補償特約第12条(保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(1)
  - ② 基本特約第13条(保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)および(4)
- (注1) 傷害補償特約第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社に請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(4)
  - ② 基本特約第13条(保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(9)

### 第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されている場合において、保険料(注)の払込みを完了する前に、当社が傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。た

だし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。  
(注) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

#### 第7条 (保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第8条 (特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与との支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

(2) 当社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。

(注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

#### 第9条 (特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

(1) 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内(注1)に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内(注2)に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌末日まで

(注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌末日まで

(2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または未払込日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。

(3) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払込分割保険料について基本特約第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および同第7条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、基本特約の次と読み替えるものとします。

① 基本特約第5条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌末日までの期間」

② 基本特約第7条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

(4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

#### 第10条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

(1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んだときは、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

#### 第11条 (特約失効の特例)

基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)の規定を準用するものとします。

#### 第12条 (被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたとき」とあるのは「1家族全員について傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたとき」、「その保険金が支払われるべきその被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

## 団体扱特約 (一般C)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
口座振替日	集金手続を行い得る最初の口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社とこの間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職より団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。  
ア. 指定口座から、口座振替日に保険料を集金すること。  
イ. 上記アにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

### 第3条 (保険料の払込方法)

(1) 当社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むかまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額を分割して払い込むこと。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

### 第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

### 第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 当社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合)
- ② 傷害補償特約第12条(保険料の返還または請求-職業または職務の変更に関する通知義務の場合)
- ③ 基本特約第13条(保険料の変更等-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(2) 当社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合)(1)
- ② 傷害補償特約第12条(保険料の返還または請求-職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(1)
- ③ 基本特約第13条(保険料の変更等-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)および(2)
- ④ 基本特約第13条(3)および(4)

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間

- 内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求告知義務等の場合）(1)
  - ② 基本特約第13条（保険料の変更等告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)および(2)
- (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求・職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(1)
  - ② 基本特約第13条（保険料の変更等告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)および(4)
- (注1) 傷害補償特約第11条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求告知義務等の場合）(4)
  - ② 基本特約第13条（保険料の変更等告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(9)

#### 第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

- この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されている場合において、保険料(注)の払込みを完了する前に、当社が傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (注) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

#### 第7条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第8条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
- ① 集金契約が解除された場合
  - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
  - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
  - ④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の団体に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1)①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

#### 第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)または第12条（退職者に対する特約）(2)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内(注1)に、前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内(注2)に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- (注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで
- (注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで
- (2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領取するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約

を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払込分割保険料について基本特約第5条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)および同第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

- ① 基本特約第5条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
  - ② 基本特約第7条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- (4) (3)の解除は、集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領取した保険料は返還しません。

#### 第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合または第12条（退職者に対する特約）(2)の規定によりこの特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- (2) 保険契約者は、当社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができま

#### 第11条（特約失効の特例）

基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間の満了する日の属する月の前々月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第5条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)の規定を準用するものとします。

#### 第12条（退職者に対する特約）

- (1) 第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体扱特約による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。
- ① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
  - ② ①により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。
- (2) 第8条（特約の失効または解除）の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(注)から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
- ① 集金契約が解除された場合
  - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
  - ③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(注) 第8条(1)に規定する集金不能日等とみなします。

- (3) (2)①または③の事実が発生した場合は、当社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

#### 第13条（被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」とあるのは「1家族全員について傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」、「その保険金が支払われるべきその被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

## 団体扱特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。

年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

## 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

## 第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
  - ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むかまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

## 第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

## 第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が次の規定により追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、団体を經ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）
  - ② 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）
  - ③ 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
- (2) 当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（1）
  - ② 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（1）
  - ③ 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）および（2）
  - ④ 基本特約第13条（3）および（4）

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

- ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（1）
  - ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）および（2）
- (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前利率（注2）の変更後利率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（1）
  - ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）

（注1）傷害補償特約第11条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（5）次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保

険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（4）
- ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（9）

## 第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されている場合において、保険料（注）の払込みを完了する前に、当会社が傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込分割保険料の全額を集金金を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

（注）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

## 第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第8条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
  - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
  - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- （注1）当ととの間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- （注2）同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1)の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

## 第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日から1か月以内（注1）に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内（注2）に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を団体を經ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
  - （注1）基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで
  - （注2）基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または解除日から未払込分割保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払込分割保険料について基本特約第5条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および同第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 基本特約第5条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
  - ② 基本特約第7条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」
- (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

## 第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条（特約の失効または解除）（1）の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条（2）の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

（2）保険契約者は、当会社の承認を得て、（1）以外の払込方法とすることができます。

## 第11条（特約失効の特約）

基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を団体を經ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第5条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）の規定を準用するものとします。

## 第12条（被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたとき」とあるのは「1家族全員について傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」、「その保険金が支払われるべきその被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

## 団体扱特約（口座振替方式）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されている労働組合、共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者1人につきこの委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - A. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
  - I. 上記Aにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。

### 第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

### 第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が次の規定により追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければならない。
  - ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）
  - ② 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）
  - ③ 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
- (2) 当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（1）

- ② 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（1）
  - ③ 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）および（2）
  - ④ 基本特約第13条（3）および（4）
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。
    - ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（1）
    - ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）および（2）
  - (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
    - ① 傷害補償特約第12条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（1）
    - ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）
- (注1) 傷害補償特約第11条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。  
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用される保険料率をいいます。  
(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
    - ① 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（4）
    - ② 基本特約第13条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（9）

### 第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されている場合において、保険料（注）の払込みを完了する前に、当会社が傷害補償特約第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。  
(注) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

### 第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

### 第8条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことに伴って集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
  - ① 集金契約が解除された場合
  - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
  - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
  - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
  - (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
  - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遡りなく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

### 第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）または第12条（退職者に対する特則）（2）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日等から1か月以内（注1）に、前条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内（注2）に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。
  - (注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで
  - (注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで

- (2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合において、集金不能日等から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払込分割保険料について基本特約第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および同第7条(保険料の振替賃付)の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 基本特約第5条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」。
  - ② 基本特約第7条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等」。
- (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

#### 第10条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または第12条(退職者に対する特別)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- (2) 保険契約者は、当社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

#### 第11条 (特約失効の特例)

- 基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)の規定を準用するものとします。

#### 第12条 (退職者に対する特別)

- (1) 第2条(この特約の適用条件)の規定にかかわらず、団体が退職者について、団体抜特約による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者にこのことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。
- ① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
  - ② ①により集金した保険料を当社に指定する場所に支払うこと。
- (2) 第8条(特約の失効または解除)の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(注)から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
- ① 集金契約が解除された場合
  - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
  - ③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(注) 第8条(特約の失効または解除)(1)に規定する集金不能日等とみなします。

- (3) (2)①または③の事実が発生した場合は、当社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

#### 第13条 (被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金の支払の場合の保険料払込み)の規定中、「傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」とあるのは「1家族全員について傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」、「その保険金が支払われるべきその被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

## 集団扱特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社とこの間に集金契約を締結した者をいいます。

集金日	集金手続きを行い得る最初の集金日をいいます。
集団	当社が別に定める基準に適合する集団をいい、保険証券記載の集団をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

#### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員(注)であり、かつ、集団扱特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - A. 集金日に保険料を集金すること。
  - イ. 上記Aにより集金した保険料を当社に指定する場所に支払うこと。

(注) その集団自身およびその集団を構成する構成員の役員者を含まず。

#### 第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
- ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
  - ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むかまたは年額保険料保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
  - ③ 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
  - ④ 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
  - ⑤ 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。

#### 第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

#### 第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 当社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合)
  - ② 傷害補償特約第12条(保険料の返還または請求-職業または職務の変更に関する通知義務の場合)
  - ③ 基本特約第13条(保険料の変更等-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)
- (2) 当社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合)(1)
  - ② 傷害補償特約第12条(保険料の返還または請求-職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(1)
  - ③ 基本特約第13条(保険料の変更等-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)および(2)
  - ④ 基本特約第13条(3)および(4)
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合)(1)
  - ② 基本特約第13条(保険料の変更等-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)および(2)
- (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故による支払事由に対しては、変更前利率(注2)の変更後利率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 傷害補償特約第12条(保険料の返還または請求-職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(1)
  - ② 基本特約第13条(保険料の変更等-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)および(4)

- (注1) 傷害補償特約第11条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- ① 普通保険約款第14条(保険料の返還または請求一告知義務等の場合)(4)
  - ② 基本特約第13条(保険料の変更等一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(9)

#### 第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

この特約が付帯された保険契約に傷害補償特約が付帯されている場合において、保険料(注)の払込みを完了する前に、当会社が傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

#### 第7条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に對する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第8条(特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②について は、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合
- ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

- (注1) 当社との間の集団扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の集団扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1) ①もしくは③の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

#### 第9条(特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日等から1か月以内(注1)に、前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内(注2)に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで
- (注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領取するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払込分割保険料について基本特約第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および同第7条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 基本特約第5条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
  - ② 基本特約第7条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- (4) (3)の解除は、集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領取した保険料は返還しません。

#### 第10条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

(1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日应当とし

ます。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

#### 第11条(特約失効の特例)

基本特約付帯契約の場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)の規定を準用するものとします。

#### 第12条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」とあるのは「1家族全員について傷害補償特約第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じたときは」、「その保険金が支払われるべきその被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

## 企業等の災害補償規定等特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款またはその普通保険約款に付帯された他の特約をいいます。

### 第2条(死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。

(2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定にしたがいます。ただし、次に掲げる金額(注)を限度とします。

- ① 保険金の請求書類が次条①の場合  
遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
- ② 保険金の請求書類が次条②の場合  
受給者が保険契約者から受領した金銭の額
- ③ 保険金の請求書類が次条③の場合  
保険契約者が受給者へ支払った金銭の額

(注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等にしたがいます。ただし、遺族補償額(注)を限度とします。

(注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

### 第3条(保険金の請求)

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

### 第4条(保険料の返還)

第2条(死亡保険金の支払)(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

## 条件付テロ危険補償特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

### 第2条(テロ危険の補償)

- (1) 当社は、この特約に従い、傷害補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為を除きます。」

- (2) 当社は、傷害補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、(1)と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

#### 第3条（この特約の解除）

当社は、テロ行為の危険が著しく増加したと認めた場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

#### 第4条（特約解除の効力）

前条の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第2条（テロ危険の補償）の読み替えはなかったものとします。

## 保険料払込猶予特約

#### 第1条（保険料の払込猶予）

当社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、保険料の払込みを保険期間の初日から保険期間の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までの期間（注）猶予します。

（注）以下「猶予期間」といいます。

#### 第2条（保険料領取前の当社の支払責任に関する取扱い）

当社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領取前の当社の支払責任に関する規定を適用しません。

#### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 保険責任期間延長特約

#### 第1条（保険責任期間延長の承認）

- (1) 当社は、保険契約者から、保険期間満了前に保険責任の延長の申出があり、かつ、当社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、継続される保険契約（注）の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までこの保険契約の保険責任を延長します。

（注）この保険契約の保険期間の末日または会計年度の初日以後保険契約者が保険契約の継続の手續ができる最初の日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

- (2) (1)の承認をする場合においても、当社は、延長した保険責任期間に対する追加保険料の請求は行いません。

#### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者のその会計年度等の事業運営のための交付金の交付手續が終了し交付金を受領する日をいい、その会計年度等における第1回目の交付金の受領日に限るものとします。

#### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等（注1）であること。
- ② この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日（注2）から、交付金受領日までの間であること。
- ③ この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされていること。

（注1）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

（注2）保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

#### 第3条（保険料の払込猶予）

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日（注）までに払い込まれた場合には、この保険契約の保険期間が始まった時に保険料を領取したものとみなします。

（注）その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

#### 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

「保険料払込猶予特約」、「保険責任期間延長特約」および「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合

「保険責任期間延長特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。ただし、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする継続保険契約（「保険料払込猶予特約」が適用されている契約を含みます。）が締結されている場合には、この特約は適用しません。

1. 保険期間の末日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに継続保険契約の保険料の払込みをすることができない場合

「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」は、独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等（注）（以下「独立行政法人等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日までの間である場合
2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合

（注）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

# 部位・症状別保険金支払特約 別表 部位・症状別保険金支払倍率表

部位		症状										
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
		(ア) 打撲等 (イ) 筋等の損傷 または断裂 (完全に切 断されない もの)	(ア) 挫創 (イ) 挫滅創 (ウ) 切創	神経(脊髄 を含む)の 損傷または 断裂	筋等の断裂 (完全に切 断される もの)	骨折 または 脱臼	欠損 または 切断	(ア) 臓器の損傷 または破裂 (イ) 眼球の損傷 または破裂	(ア) 頭蓋内の内 出血または 血腫(脳挫 傷を含む。) (イ) 眼球の内出 血または血 腫	熱傷	その他 (傷害を被っ たその部位 において、 該当する ①～⑨の症 状の倍率が 記載されて いない場合 をいいます。)	
1	頭部	1倍	3倍	24倍	—	12倍	—	—	24倍	1倍	2倍	
2	顔 面部	(1) 下記以外	1倍	3倍	8倍	—	6倍	4倍	—	2倍	2倍	
		(2) 眼	—	—	12倍	—	—	—	10倍	6倍	—	2倍
		(3) 歯牙	—	—	—	—	—	1倍	—	—	—	2倍
3	頸部	1倍	2倍	18倍	—	17倍	—	—	—	1倍	2倍	
4	(1) 腹部・胸部	1倍	3倍	—	—	6倍	—	15倍	—	2倍	2倍	
	(2) 背部・腰部・ <sup>てん</sup> 臀部	1倍	3倍	18倍	—	12倍	—	—	—	2倍	2倍	
5	上 肢	(1) 下記以外	1倍	2倍	8倍	7倍	7倍	20倍	—	—	1倍	2倍
		(2) 手指	1倍	2倍	6倍	7倍	3倍	6倍	—	—	1倍	2倍
6	下 肢	(1) 下記以外	1倍	2倍	8倍	8倍	13倍	20倍	—	—	1倍	2倍
		(2) 足指	1倍	2倍	6倍	6倍	4倍	6倍	—	—	1倍	2倍
7	全身	3倍	7倍	18倍	7倍	18倍	20倍	—	—	7倍	5倍	

注1 上表の症状①(ア)における「打撲等」とは、打撲、擦過傷、挫傷または捻挫をいいます。

注2 上表の症状①(イ)および④における「筋等」とは、筋、腱または靭帯をいいます。

注3 上表の「全身」とは、同一の症状につき以下の部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

- (1) 頭部
- (2) 顔面部(眼、歯牙を除く。)
- (3) 頸部
- (4) 腹部・胸部または背部・腰部・<sup>てん</sup>臀部
- (5) 上肢
- (6) 下肢

注4 以下の(1)から(3)の症状の支払倍率は、部位にかかわらず2倍とします。

- (1) 傷害補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)の中毒症状
- (2) 日射または熱射による身体の障害(熱中症危険補償特約(部位・症状払型契約用)を付帯した場合のみ部位・症状別保険金を支払います。)
- (3) 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒(細菌性・ウイルス性食中毒補償特約(部位・症状払型契約用)を付帯した場合のみ部位・症状別保険金を支払います。)